

裁 定

関係当事者

申 請 人

鳥取県鳥取市富安2丁目137番地
日本海ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社主 安岡 利固

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号
テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、日本海ケーブルネットワーク株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を日本海ケーブルネットワーク株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

鳥取県鳥取市及び鳥取県倉吉市の各一部並びに鳥取県東伯郡三朝町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>鳥取市</p>	<p>上町、吉成、吉成1丁目から3丁目まで、馬場町、栗谷町、江崎町、東町1丁目から2丁目まで、大榎町、庵丁人町、大工町頭、元大工町、掛出町、上魚町、鍛冶町、若桜町、桶屋町、職人町、戎町、尚徳町、弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉1丁目から3丁目まで、南吉方1丁目から2丁目まで、富安、富安1丁目から2丁目まで、大覚寺、興南町、宮長、的場、叶1丁目、吉成南町1丁目から2丁目まで、東町3丁目、西町1丁目から5丁目まで、湯所町1丁目から2丁目まで、丸山町、玄好町、材木町、片原1丁目から5丁目まで、本町1丁目から5丁目まで、二階町1丁目から4丁目まで、茶町、元魚町1丁目から4丁目まで、川端1丁目から5丁目まで、新町、元町、御弓町、吉方町1丁目から2丁目まで、立川町1丁目から4丁目まで、北園1丁目から2丁目まで、覚寺、浜坂、浜坂東1丁目、浜坂1丁目から7丁目まで、寿町、新品治町、薬師町、相生町1丁目から4丁目まで、田園町1丁目から4丁目まで、南町、西品治、田島、栄町、瓦町、今町1丁目から2丁目まで、行徳1丁目から3丁目まで、松並町1丁目から3丁目まで、青葉町1丁目から3丁目まで、吉方温泉4丁目、南吉方3丁目、吉方、東品治町、卯垣2丁目から4丁目まで、卯垣、立川町5丁目から7丁目まで、大杵、桜谷、東今在家、古市、正蓮寺、新、岩倉、若葉台南2丁目から6丁目まで、若葉台北4丁目、的場1丁目から4丁目まで、面影1丁目から2丁目まで、商栄町、足山、湖山町東1丁目から2丁目まで、湖山町東5丁目、湖山町南1丁目から5丁目まで、湖山町北1丁目から6丁目まで、湖山町西1丁目、湖山町西4丁目、徳吉、天神町、浜坂8丁目、若葉台北3丁目、海蔵寺、西大路、中大路、東大路、緑ヶ丘1丁目から3丁目まで、南安長1丁目から3丁目まで、賀露町北1丁目から4丁目まで、賀露町南1丁目から6丁目まで、若葉台北2丁目、美萩野1丁目から4丁目まで、中町、寺町、扇町、雲山、布勢、青谷町、気高町、鹿野町、福部町、国府町の各全域 叶、円護寺、安長、秋里、古海、生山、岩吉、徳尾、里仁、幸町、桂見、津ノ井、賀露町西1丁目から3丁目までの各一部</p>
<p>倉吉市</p>	<p>上井、上井町1丁目から2丁目まで、山根、伊木、八屋、東巖城町、南昭和町、東昭和町、昭和町1丁目から2丁目まで、幸町、宮川町2丁目、住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、堺町1丁目から3丁目まで、研屋町、明治町、明治町2丁目、大正町、大正町2丁目、新町1丁目から3丁目まで、魚町、東仲町、西仲町、西町、福吉町、旭田町、金森町、瀬崎町、東岩倉町、見日町、福吉町2丁目、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町1丁目から2丁目まで、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町、西福守町、丸山町、西倉吉町、福守町、鴨川町、福庭、福庭町1丁目から2丁目まで、海田東町、海田西町1丁目から2丁目まで、海田南町、大平町、天神町、河北町、円谷町、米田町、米田町2</p>

	<p>丁目、新陽町、下田中町、駄経寺町、駄経寺町2丁目、上灘町、秋喜、秋喜西町、生田、北野、中河原、小鴨、蔵内、上古川、石塚、福山、鴨河内、清谷、大塚、穴窪、中江、井手畑、新田、下古川、小田、下余戸、上余戸、虹ヶ丘町、大原、和田、和田東町、馬場町、不入岡、国府、国分寺、福光、横田、大谷茶屋、尾原、下米積、下福田、上福田、三江、福本、福富、沢谷、上神、北面、広栄町、古川沢、清谷町1丁目から2丁目まで、栗尾、巖城、穴沢、別所、鋤、谷、津原、寺谷、大谷、黒見、富海、下大江、長坂町、長坂新町、東鴨、東鴨新町、大宮、岩倉、耳、尾田、志津、杉野、悴谷、中野、長谷、森、大河内、上米積、今在家、服部、桜、河来見、福積、岡、大立、上大立、般若、棕波、立見、関金町の各全域</p> <p>広瀬の一部</p>
東伯郡	三朝町の全域

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成元年6月9日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、鳥取県鳥取市及び鳥取県倉吉市の各一部並びに鳥取県東伯郡三朝町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成7年4月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成10年3月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成7年4月にTSCの同意を得て、同社のテレビジョン多重放送の同時再送信を開始した。その後、平成10年3月31日まで再送信同意書（継続）を得ていたが、「ポケモン事件」を契機に平成10年4月1日以降は同意書を受領できない状態が続いている。申請者は、平成19年2月以降、5回（平成19年2月8日、2月27日、3月23日、4月11日、5月15日）にわたってTSCを訪問し、再送信への同意を要望したが、同意を得られる状況に至っていない。TSCからは継続協議の意向が示されたが、このまま協議を重ねても5月中に合意に至るのは困難と認識し、大臣裁定申請を行なったものである。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

対立点	TSCの主張	申請者の主張
-----	--------	--------

① 県域免許制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域放送事業者の為、放送エリア以外の視聴者からの苦情に責任を持ってない（例：ポケモン事件）。 ・ 放送法と有線テレビジョン放送法の間で放送エリアについて制度上の矛盾がある。 ・ 緊急情報や政見放送がエリア外に流れると、視聴者に混乱を招く恐れがある。 ・ 国政選挙の政見放送などで視聴者が混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ T S Cの再送信は視聴者から強い要望がある。 ・ T S Cの再送信は都市部と地方の情報格差を是正するために必要。 ・ 申請者のエリア内で実際にアンテナ受信できる以上、再送信は認められるべき。 ・ 過去、災害情報などによるクレームを受けていない。 ・ 視聴者側が適正に判断するので混乱は起きない。
② 著作権処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番組購入先から契約違反を問われる。 ・ 洋画やスポーツ中継などの著作権処理も問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ケーブルテレビ連盟を窓口に関各権利団体と協議、調整、権利処理している。 ・ 新しいルールができればそれに従う。
③ CMスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーによっては支障が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴エリアの拡大は、スポンサーにとってメリットもある。 ・ T S Cにとっても営業上プラスになることも多い。
④ 大臣裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制定当時の有線テレビジョン放送事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の状況とは異なっている。 ・ 大臣裁定は一方的な制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ T S Cの主張は「放送事業者が再送信同意を拒むことができる正当な理由」（第104回国会衆議院通信委員会における5条件）に該当しない。 ・ 協議による解決を望んでいるが、同意が得られないのであれば、現行法の範囲で対応せざるを得ない。
⑤ 協議の内容と期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分の大臣裁定の行方や長野のキ一局の動きを見て判断したい。 ・ 引き続き協議を継続したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分はデジタル波の申請で、アナログ波では同意が出されている。 ・ 大分で「同意すべき」との裁定が下りたとしても、T S Cから同意が得られる保障がない。

		<ul style="list-style-type: none">・ 同意が得られる見通しがない以上、法令順守のためにはこれ以上協議を延長できない。
--	--	---

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

T S Cが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がT S Cに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはT S Cの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、T S Cは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもT S Cは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。T S Cは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めている。区域外での再送信の放送は地域密着というT S Cの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもちて情報格差といっているのか。

現在、鳥取県、島根県には民間放送事業者が3局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取県、島根県で週21本中17本（81%）がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取県、島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあり、有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになる。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模

が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がより一層重大な問題と
なっていくことは間違いないものとする。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信
問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題
の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも
協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として
法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず
同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そう
したこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請された
ことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島
のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当
該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、
TSCの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発
生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測され
ていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事
業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更
対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際
は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こ
うした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジ
ョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、
一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放
送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、
新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態
が発生するのではないかと思われる。よって区域外再送信を認めること
については問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成19年2月から5月まで5回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 県域免許における区域外であるため、放送責任が負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

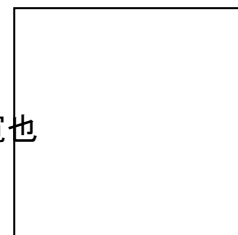
- (4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて
T S Cの主張は、2 (1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。
- (5) 協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて
T S Cの主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。
- (6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて
T S Cの主張は、2 (1) カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

鳥取県鳥取市安長221番地
株式会社鳥取テレトピア
代表取締役社長 小島 修治

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号
テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、株式会社鳥取テレトピアからテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社鳥取テレトピアが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

鳥取県鳥取市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

鳥取市	百谷、小西谷、滝山、卯垣1丁目、卯垣5丁目、数津、円通寺、西円通寺、国安、八坂、橋本、蔵田、馬場、下砂見、中砂見、上砂見、岩坪、横枕、長谷、倭文、玉津、赤子田、猪子、竹生、下味野、向国安、上味野、朝月、源太、野寺、服部、菖蒲、西今在家、北村、高路、有富、中村、篠坂、本高、大桷、下段、大塚、野坂、宮谷、嶋、細見、上段、上原、河内、槇原、松上、尾崎、良田、高住、金沢、松原、福井、六反田、大畑、吉岡温泉町、双六原、妙徳寺、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、三山口、伏野、三津、白兔、小沢見、内海中、御熊、湖山町西2丁目から3丁目まで、江津、晩稲、南隅、久末、美和、古郡家、越路、杉崎、南栄町、桂木、船木、広岡、香取、紙子谷、祢宜谷、河原町、用瀬町、佐治町の各全域 覚寺、叶、徳尾、古海、桂見、津ノ井、生山の各一部
-----	--

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成11年8月23日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、鳥取県鳥取市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成12年7月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成13年6月30日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、再送信に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成11年10月にTSCの同意を得て、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信を開始したが、その後、平成13年7月1日以降は同意書が得られない状態が続いている。

申請者は、平成19年2月以降、5回（平成19年2月8日、2月27日、3月23日、4月11日、5月15日）にわたってTSCを訪問し、再送信の同意を要望してきたが、同意が得られる状況に至っていない。TSCからは継続協議の意向が示されたが、このまま協議を重ねても5月中に合意に至るのは困難と認識し、大臣裁定申請を行なったものである。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

意見の対立点	TSCの主張	申請者の主張
① 県域免許制度	・県域放送事業者の為、放送エリア以外の視聴者からの苦情に責任を	・TSCの再送信は視聴者から強い要望がある。

	<p>持てない(例:ポケモン事件)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送法と有線テレビジョン放送法の間で放送エリアについて制度上の矛盾がある。 ・緊急情報や政見放送がエリア外に流れると、視聴者に混乱を招く恐れがある。 ・国政選挙の政見放送などで視聴者が混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TSCの再送信は都市部と地方の情報格差を是正するために必要。 ・申請者のエリア内で実際にアンテナ受信できる以上、再送信は認められるべき。 ・過去、災害情報などによるクレームを受けていない。 ・視聴者側が適正に判断するので混乱は起きない。
②著作権処理	<ul style="list-style-type: none"> ・番組購入先から契約違反を問われる。 ・洋画やスポーツ中継などの著作権処理も問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ケーブルテレビ連盟を窓口 to 各権利団体と協議、調整、権利処理している。 ・新しいルールができればそれに従う。
③CMスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーによっては支障が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴エリアの拡大は、スポンサーにとってメリットもある。 ・TSCにとっても営業上プラスになることも多い。
④大臣裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・制定当時の有線テレビジョン放送事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の状況とは異なっている。 ・大臣裁定制度は一方的な制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TSCの主張は「放送事業者が再送信同意を拒むことができる正当な理由」(第104回国会衆議院通信委員会における5条件)に該当しない。 ・協議による解決を望んでいるが、同意が得られないのであれば、現行法の範囲で対応せざるを得ない。
⑤協議の内容と期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大分の大臣裁定の行方や長野のキー局の動きを見て判断したい。 ・引き続き協議を継続したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分はデジタル波の申請で、アナログ波では同意が出されている。 ・大分で「同意すべき」との裁定が下りたとしても、TSCから同意が得られる保障がない。 ・同意が得られる見通しが無い以上、法令遵守のためにはこれ以上協議を延長できない。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

T S Cが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がT S Cに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはT S Cの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、T S Cは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもT S Cは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。T S Cは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めている。区域外での再送信の放送は地域密着というT S Cの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもちいて情報格差といっているのか。

現在、鳥取県、島根県には民間放送事業者が3局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取県、島根県で週21本中17本（81%）がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取県、島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあり、有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送

事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになる。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がより一層重大な問題と

なっていくことは間違いないものとする。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないかとと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成19年2月から5月まで5回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条

第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 県域免許における区域外であるため、放送責任を負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて
T S Cの主張は、2 (1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

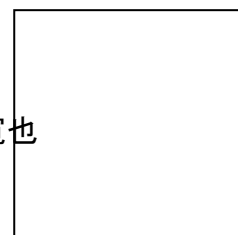
T S Cの主張は、2 (1) カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

鳥取県米子市河崎610番地
株式会社中海テレビ放送
代表取締役社長 秦野 一憲

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号
テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、株式会社中海テレビ放送からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社中海テレビ放送が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

鳥取県米子市、境港市、日野郡日南町、西伯郡日吉津村、西伯郡南部町及び西伯郡大山町の各全域並びに西伯郡伯耆町の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

米子市	全域
境港市	全域
日野郡	日南町の全域
西伯郡	日吉津村、南部町、大山町の各全域 伯耆町の一部(岸本、遠藤、岩屋谷、大殿、坂長、吉長、押口、小野、大原、上細見、清原、久古、口別所、小林、小町、須村、立岩、番原、福岡、丸山、真野、吉定)

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成元年2月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、鳥取県米子市、境港市、日野郡日南町、西伯郡日吉津村、西伯郡南部町及び西伯郡大山町の各全域並びに西伯郡伯耆町の一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成7年4月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成8年3月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成6年11月にTSCから鳥取県米子市において再送信同意を得て、平成7年4月に同放送を開始した。

しかし、TSCの再送信同意書は平成8年3月31日で期限が切れており、その後、申請者は、TSCに対し再送信同意書（継続）の発行を要望すべく、面談を繰り返しているが、再送信同意書を書面にてもらうことができていないのが現状である。申請者は、当事者間の協議をこれ以上継続しても合意に至る進展はないと認識し、裁定申請を行ったものである。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

意見の対立点	TSCの主張	申請者の主張
① 県域免許制度	・県域放送事業者の為、放送エリア外には責任を負えない。	・TSCの再送信は都市部と地方の情報格差を是正するために必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ・県域免許でありながら、それ以外のエリアに放送することになり制度上の矛盾が生じる。 ・緊急情報や政見放送がエリア外に流れると視聴者が混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海地方とは人の交流が多く、視聴者に役立つ情報が多い。 ・緊急情報や政見放送が流れても視聴者は適切に判断できる。 ・既に再送信を行っているが、今までTSCより放送を止める要請は受けていない。
②著作権の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・同意を認めれば番組購入先への著作権処理が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ケーブルテレビ連盟を窓口にして各権利団体と協議、調整、権利処理をしている。 ・区域外再送信の著作権についての新しいルールができればそれに従う。
③CMの問題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーに支障が出ることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアの拡大はCMスポンサーのプラス面も多い。
④協議期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大分と長野の大臣裁定の動き等業界全体の動向により判断したい。今後も時間をかけて協議したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守のためには、これ以上協議を延長できない。 ・本件はアナログ再送信についての裁定申請であり全国の他地区では問題になっていない。大分や長野はデジタル再送信についての申請であり本件と同列にすべきでない。
⑤大臣裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・制定当時の有線テレビジョン放送事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の状況とは異なっている一方的な制度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議による解決を望むが、解決の見通しが立たない現状では大臣裁定申請をせざるを得ない。 ・TSCの主張は「同意しないことの正当な理由」(第104回国会衆議院通信委員会における5つの基準)に該当しない。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSCが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がT S Cに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはT S Cの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、T S Cは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもT S Cは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。T S Cは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めている。区域外での再送信の放送は地域密着というT S Cの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といっているのか。

現在、鳥取県、島根県には民間放送事業者が3局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取県、島根県で週21本中17本（81%）がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取県、島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあり、有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまう。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がより一層重大な問題となっていくことは間違いないものと考ええる。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題

の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないかと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成18年11月から平成19年5月まで6回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせるこ

とにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 県域免許における区域外であるため、放送責任を負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、この主張

には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (5) 協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

- (6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

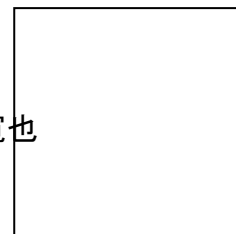
T S Cの主張は、2 (1) カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

鳥取県東伯郡琴浦町逢東806番地

鳥取中央有線放送株式会社

代表取締役社長 田中 満雄

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、鳥取中央有線放送株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を鳥取中央有線放送株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

鳥取県東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町及び東伯郡琴浦町の各全域

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

理 由

1 申請の概要

申請者は、旧株式会社ケーブルビジョン東ほうき及び旧東伯地区有線放送株式会社が合併した者であり、鳥取県東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町及び東伯郡琴浦町の各全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者の前身たる旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきは平成7年4月に、また旧東伯地区有線放送株式会社は平成10年12月に、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の放送の再送信を、同意を得て開始した。旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきは平成10年3月31日まで、また旧東伯地区有線放送株式会社は平成11年11月30日まで再送信同意を得ていたところ、その後、申請者は、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者の前身たる旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきは平成7年4月に、また旧東伯地区有線放送株式会社は平成10年12月に、TSCの放送の再送信を、同意を得て開始した。旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきにあつては、平成10年4月1日以降、旧東伯地区有線放送株式会社にあつては、平成11年12月1日以降、再送信同意申請を行っても同意書を得られない状態が続いている。申請者は、今回、改めて再送信同意を得るべく、3回（平成19年3月8日、4月11日、5月15日）にわたり、TSCを訪問し、協議を重ねたが、同意を得るに至っていない。TSCからは継続協議の意向が示されたが、申請者は、このまま協議を重ねても5月中に合意に至るのは困難と認識し、大

臣裁定申請となった。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

意見の対立点	TSCの主張	申請者の主張
① 県域放送制度	<ul style="list-style-type: none"> ・県域免許以外の視聴者からの苦情に責任を持ってない。(例: ポケモン事件) ・放送法と有線テレビジョン放送法の間で放送エリアについて制度上の矛盾がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TSCの再送信は、視聴者から強い要望がある。 ・TSCの再送信は、都市部と地方の情報格差を是正するために必要である。 ・申請者のエリア内で実際にアンテナ受信できる以上、再送信は認められるべき。
② 著作権処理	<ul style="list-style-type: none"> ・番組購入先から契約違反を問われる。 ・洋画やスポーツ中継などの著作権処理も問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ケーブルテレビ連盟を窓口にして、各権利団体と協議、調整、権利処理をしている。 ・新しいルールが出来ればそれに従う。
③ CM スポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーによっては支障が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴エリアの拡大は、スポンサーにとってもメリットがある。 ・TSCにとっても営業上、プラスになるのでは。
④ 災害情報、政見広報など	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報や緊急情報がエリア外に流れると混乱を招く恐れがある。 ・国政選挙の政見放送などで視聴者が混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者側が適正に判断するため、混乱は起きない。 ・過去、災害情報などによりクレームを受けていない。
⑤ 大臣裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・制定当時の有線テレビジョン放送事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の状況とは異なっている。 ・大臣裁定制度は一方的な制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TSCの主張は「放送事業者が再送信同意を拒むことができる正当な理由」(第104回国会衆議院通信委員会)に該当しない。 ・同意が得られないのであれば、現行法の範囲で対応せざるを得ない。
⑥ 協議の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大分の大臣裁定の行方や長野のキー局の動きを見て判断したい。 ・引き続き協議をしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分はデジタル波の申請であり、アナログ波については同意が出ている。 ・大分で「同意すべき」との裁定が下りたとしても、TSCから同意が得られ

		<p>る保障がない。</p> <p>・5月中に同意の見込みが立たないのであれば、協議を継続できない。</p>
--	--	--

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

T S Cが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がT S Cに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはT S Cの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、T S Cは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもT S Cは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。T S Cは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めている。区域外での再送信の放送は地域密着というT S Cの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といっているのか。

現在、鳥取県、島根県には民間放送事業者が3局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取県、島根県で週21本中17本（81%）がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外に

も衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取県、島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあり、有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになる。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な

事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものとする。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

T S Cは、平成19年3月から5月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、T S Cが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 県域免許における区域外であるため、放送責任が負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著

著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて T S C の主張は、2 (1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 協議の継続を一方向的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S C の主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及び T S C 双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

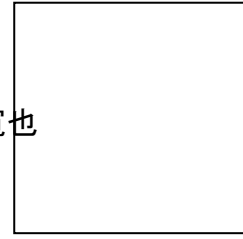
T S C の主張は、2 (1) カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S C が、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

島根県松江市学園1丁目2番27号

山陰ケーブルビジョン株式会社

代表取締役社長 石原 恵行

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、山陰ケーブルビジョン株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を山陰ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

島根県松江市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>松江市</p>	<p>殿町、母衣町、末次本町、東本町1丁目から5丁目まで、向島町、米子町、南田町、北田町、大輪町、石橋町、北堀町、奥谷町、内中原町、外中原町、中原町、末次町、苧町、片原町、西茶町、東茶町、千鳥町、砂子町、堂形町、南平台、国屋町、黒田町、比津町、比津が丘1丁目から5丁目まで、うぐいす台、西法吉町、法吉町、淞北台、春日町、東奥谷町、菅田町、学園1丁目から2丁目まで、西川津町、学園南1丁目から2丁目まで、上東川津町、下東川津町、北陵町、西尾町、朝酌町、福富町、大井町、大海崎町、西持田町、東持田町、川原町、坂本町、福原町、上宇部尾町、新庄町、上本庄町、本庄町、邑生町、枕木町、野原町、長海町、手角町、東生馬町、西生馬町、上佐陀町、下佐陀町、薦津町、浜佐田町、西浜佐陀町、古志町、西谷町、荘成町、古曾志町、打出町、東長江町、西長江町、秋鹿町、岡本町、大垣町、大野町、上大野町、魚瀬町、白潟本町、八軒屋町、和多見町、寺町、魚町、灘町、天神町、伊勢宮町、御手船場町、朝日町、大正町、東朝日町、津田町、新雑賀町、雑賀町、本郷町、豎町、横浜町、幸町、新町、松尾町、栄町、袖師町、西津田1丁目から10丁目まで、東津田町、古志原1丁目から7丁目まで、矢田町、青葉台、竹矢町、意宇町、馬潟町、八幡町、富士見町、上乃木1丁目から10丁目まで、浜乃木町、浜乃木1丁目から8丁目まで、嫁島町、西嫁島1丁目から3丁目まで、乃白町、乃木福富町、八雲台1丁目から2丁目まで、一の谷町、大庭町、山代町、大草町、佐草町、西忌部町、東忌部町、平成町、田和山町、宍道町、玉湯町、八雲町、島根町の各全域</p>
------------	---

理 由

1 申請の概要

申請者は、昭和59年11月21日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、島根県松江市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成7年10月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成8年9月30日まで再送信同意を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、昭和61年12月に開局した。申請者は、平成7年10月よりTSCの同意を得て、同社の放送の同時再送信を開始したが、再送信同意書が平成8年9月30日にて期限切れになっていたことに気づかなかった。その後、申請者は、平成10年にTSCとの電話で「ポケモン騒動があったため、今後再送信同意はしない」、「再送信同意はしないが、放送を止めろとは言わない」と言われ、再送信同意をもらえずに経過した。そして、平成19年3月から5月まで再送信同意に向けTSCと協議を重ねたが進展しなかったため、今回、裁定申請に及んだ。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

意見の対立点	TSCの主張	申請者の主張
① 県域免許制度	・ 県域放送事業者であるため、放送エリア以外の視聴者からの苦情	・ TSCの再送信は加入者より要望があるし、都市部との情報格差是正

	に責任が持てない。 ・災害情報、告知が放送エリア外に放送されると問題がでる。	のため必要である。 ・今まで災害情報などによるクレームはないし、加入者が個々に判断すべきこと。
②著作権	・洋画やスポーツ中継などの著作権処理が問題。	・日本ケーブルテレビ連盟を窓口に関理処理を行っているが、それ以外で新しいルールが出来れば従う。
③CMスポンサー	・地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーによっては支障が出る。	・視聴世帯の拡大はスポンサーにとってメリットである。現実にはTSCのCM営業パンフレットに放送エリアとして区域外エリアが掲載されているのではないか。
④協議の期間	・大分の大臣裁定の結果と長野の動きを見てから判断したい。 ・引き続き協議を継続したい。	・大分の裁定が出たとしても同意が得られる保障がない。 ・同意が得られる見通しが無い以上、法令順守のためにはこれ以上協議を延長できない。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSCが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がTSCに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはTSCの放送責任を負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、TSCは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではな

いかと考える。また、災害報道の面においてもTSCは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。TSCは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めており、区域外での再送信の放送は地域密着というTSCの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といているのか。

現在、鳥取県、島根県には民間放送事業者が3局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取県、島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取県、島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあり、有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまう。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合で

も、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がより一層重大な問題となっていくことは間違いないものとする。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測され

ていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成19年3月から5月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 県域免許における区域外であるため、放送責任が負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわ

しめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 協議の継続を一方向的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能で

あることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

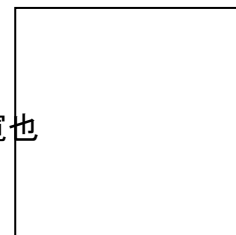
T S Cの主張は、2（1）カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

島根県出雲市渡橋町228番地1
出雲ケーブルビジョン株式会社
代表取締役 今岡 余一良

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号
テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、出雲ケーブルビジョン株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を出雲ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

島根県出雲市の一部及び簸川郡斐川町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

出雲市	朝山町、芦渡町、荒茅町、医大南町1丁目から3丁目まで、稲岡町、今市町、今市町南本町、今市町北本町1丁目から5丁目まで、宇那手町、駅南町1丁目から3丁目まで、駅北町、枝大津町、江田町、塩冶有原町1丁目から6丁目まで、塩冶神前1丁目から6丁目まで、塩冶善行町、塩冶町、塩冶、町南町1丁目から6丁目まで、塩冶原町1丁目から3丁目まで、大島町、大塚町、大津朝倉1丁目から3丁目まで、大津新崎町1丁目から7丁目まで、大津町、荻杼町、乙立町、小山町、上塩冶町、上島町、神門町、日下町、古志町、里方町、下古志町、下横町、白枝町、神西沖町、外園町、高岡町、高松町、武志町、知井宮町、常松町、天神町、所原町、中野町、中野美保北1丁目から3丁目まで、中野美保南1丁目から3丁目まで、長浜町、西神西町、西新町1丁目から3丁目まで、西園町、西林木町、西谷町、野尻町、浜町、稗原町、東神西町、東園町、東林木町、姫原1丁目から4丁目まで、姫原町、平野町、船津町、平成町、馬木北町、馬木町、松寄下町、見々久町、八島町、矢野町、矢尾町、渡橋町、大社町、多伎町、佐田町の各全域 湖陵町の大池地区の一部を除く地域
簸川郡	斐川町の全域

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成3年8月14日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、島根県出雲市の一部及び簸川郡斐川町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成7年4月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成10年6月30日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、郵政大臣から設置許可を得て、平成4年4月1日に開局した。平成7年度には岡山県、香川県域で放送しているTSC（テレビ東京系）を同時再送信するため、平成7年5月16日に再送信同意を得て同時再送信を開始した。

その後、申請者は、再送信同意更新の申請を失念し、改めて平成13年7月19日に再送信同意更新の申請をしたが、平成13年7月1日以降の再送信同意を得られない状況となり、平成18年12月から平成19年5月まで再送信同意に向けTSCと協議を重ねたが進展しなかったため、今回、裁定申請に及んだ。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

意見の対立点	TSCの主張	申請者の主張
① 県域免許制度	・放送法に基づき県域放送を	・有線テレビジョン放送法(以下「法」とい

	おこなっているのに、県域外への再送信は認められない。県域外の視聴者からの苦情に責任が持てない。	う。)上は問題無い。 ・TSCの再送信は視聴者から強い要望がある。 ・TSCの再送信は都市部と地方の格差是正のため必要。
②著作権処理	・スポーツ、映画など県域外については未処理であり問題である。	・日本ケーブルテレビ連盟を窓口権利処理を行っているし、新しいルールができればそれに従う。
③災害・告知放送	・県域内での災害、告知放送は、県域外を想定しておらず、混乱を招き適切ではない。	・視聴者は地元の情報とは別の判断をするので問題はなく、TSCに不都合は生じない。 ・過去、災害情報などに関わるクレームは受けていない。
④CMスポンサー	・放送エリアを限定したCMなどはスポンサーに迷惑がかかる。	・放送エリアの拡大は、スポンサーには好都合であり、スポンサーには迷惑はかからないはずである。 ・TSCのCM営業用の業務区域は、県域外も含んでおり、県域外へのCMを認めているのではないか。 ・TSCにとって営業上プラスになることも多い。
⑤協議の内容と期間	・大分の裁定の行方や長野のキー局の動きを見て判断したい。 ・引き続き協議を継続したい。	・大分で「同意すべき」裁定が下りても、TSCから同意が得られる保障がない。 ・同意が得られる見通しが無い以上、法令順守のため、これ以上の協議延長はできない。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSCが、法第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がTSCに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはTSCの放送責任を負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。

上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、TSCは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもTSCは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。TSCは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めている。区域外での再送信の放送は地域密着というTSCの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といっているのか。

現在、鳥取県、島根県には民間放送事業者が3局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、鳥取県、島根県で週21本中17本（81%）がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、鳥取県、島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にあり、有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになる。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線

テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がより一層重大な問題となっていくことは間違いないものと考ええる。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず

同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないかとと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成18年12月から平成19年5月まで4回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある

場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、T S Cが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 県域免許における区域外であるため、放送責任を負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) 才のとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

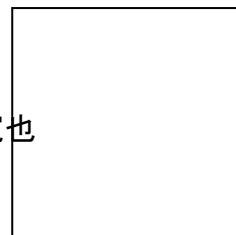
T S Cの主張は、2 (1) カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

広島県三原市宮沖5丁目8番15号

三原テレビ放送株式会社

代表取締役 勝村 善博

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、三原テレビ放送株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を三原テレビ放送株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社西讃岐標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

広島県三原市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

三原市	館町1丁目から2丁目まで、旭町1丁目から2丁目まで、港町1丁目から3丁目まで、皆実1丁目から6丁目まで、広友町1丁目から2丁目まで、時貞1丁目から2丁目まで、明神1丁目から5丁目まで、田野浦町、田野浦1丁目から3丁目まで、青葉台、宗郷町、和田町、貝野町、幸崎町、大和町の全域 西野町、西野1丁目から2丁目まで、西宮町、本町1丁目から3丁目まで、中之町、宮沖1丁目から5丁目まで、宮浦1丁目から6丁目まで、城町1丁目から3丁目まで、円一町1丁目から5丁目まで、東町1丁目から3丁目まで、古浜町1丁目から2丁目まで、糸崎町、深町の各一部
-----	---

理 由

1 申請の概要

申請者は、昭和59年11月21日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、広島県三原市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成7年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、昭和60年7月、三原市を業務エリアとして開局した。申請者は、平成6年11月1日よりTSCの同意を得て同時再送信を開始した。その後、申請者は、同意の有効期限が区域内再送信の期限と同じ5年と勘違いをし、更新手続きをしないまま平成7年10月31日に期限切れとなり、平成18年12月から平成19年5月まで再送信同意に向けTSCと協議を重ねたが進展しなかったため、今回、裁定申請に及んだ。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

対立点	TSCの主張	申請者の主張
① 県域免許制度について	・放送事業者は県域免許の放送であるため県外有線テレビジョン放送事業者に対して再送信の許可はできな	・同意を得た時も、県域免許制度であり、それは今日でもなんら変わりはない。

	い。	
②著作権について	・自局の放送エリアについての著作権は処理しているが、エリア外については未処理であるため。	・権利管理団体と総括契約書を交わしており、その枠組みの中で権利処理をしている。
③緊急放送について	・居住するエリア以外の放送（区域外再送信）を視聴している、居住するエリアの国民保護法に基づく緊急放送や、災害告知等を見逃したら対応が遅れる場合がある。	・三原市民が終日TSCの放送を視聴しているとは到底考えられない。むしろ近県の情報が入手できることで地震速報等緊急放送の場合は広島県内の放送事業者へのチャンネル切替を促すことができる等、情報源が多いほど三原市民の判断に誤りが少なくなる。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSCが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がTSCに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはTSCの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、TSCは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもTSCは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。TSCは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めており、区域外での再送信の放送

は地域密着というTSCの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といっているのか。

現在、広島県には民間放送事業者が4局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の放送番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、広島県で週21本中15本(71%)がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、広島県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にある。有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになる。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ T S Cは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってT S Cの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。T S Cの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、T S Cの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、T S Cが指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものとする。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、T S Cと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、T S Cとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島（以下、「T S S」という。）のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、T S Cのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、T S Cの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際

は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないかと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

キ 平成19年9月12日付で、申請者から、当該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとTSSのデジタル23チャンネルの混信解消をはかるため再送信する放送局の変更申請が提出された。しかし、再送信する放送局を変更しても当該地区のこうした混信状況がチャンネルプランに沿って改善されたわけではなく、有線テレビジョン放送事業者が単独で対策を行ったにすぎない。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、もし、大臣裁定によって有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信が認められたとしても、TSCの区域外において、地上波の新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く中で、同様の事態が発生したとき、今回のように、受信施設の改善がはかられ、有線放送の視聴者は今までどおりの視聴ができたとしても、一般視聴者の受信障害は解決されず、不公平なこととなるのではないか。この点からも区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成18年12月から平成19年5月まで7回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 県域免許における区域外であるため、放送責任を負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない

正当な理由とは認められない。

- (5) 協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

- (6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

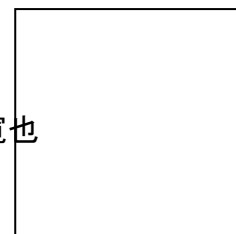
T S Cの主張は、2 (1) カ及びキのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の西讃岐標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

広島県東広島市西条町御園宇6974-2

株式会社東広島ケーブルメディア

代表取締役 石井 泰行

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、株式会社東広島ケーブルメディアからテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社東広島ケーブルメディアが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

広島県東広島市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

東広島市	西条岡町、西条本町、西条栄町、西条上市町、西条朝日町、西条御条町、西条昭和町、西条大坪町、西条西本町、西条末広町、西条町大字西条、西条町大字西条東、西条東北町、西条中央町1丁目から3丁目まで、西条中央5丁目から8丁目まで、西条土与丸1丁目から2丁目まで、八本松南1丁目から8丁目まで、八本松飯田1丁目から9丁目まで、八本松東2丁目から3丁目まで、西大沢2丁目、三永1丁目から3丁目まで、高屋高美が丘1丁目から9丁目までの各全域 西条町大字寺家、西条町大字御園宇、西条町大字助実、西条町大字土与丸、西条町大字吉行、西条中央4丁目、西条大字下見、西条町福本、西条町馬木、西条町森近、西条町大字大沢、西条町大字上三永、西条町大字下三永、西大沢1丁目、八本松町大字米満、八本松町大字飯田、八本松東4丁目から7丁目まで、八本松大字原、八本松大字宗吉、志和町大字七条椀坂、高屋町大字杵原、高屋町大字檜山の各一部
------	--

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年9月14日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、広島県東広島市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成9年10月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成10年9月30日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成8年3月に開局した。申請者は、平成9年7月1日付けでTSCの同意を得て、平成10年4月1日に同社の同時再送信を開始した。なお申請者は、平成10年9月10日付けでTSCに再送信の継続を申請したが、同意文書は来ず、その後、平成18年12月から平成19年5月まで再送信同意に向けTSCと協議を重ねたが進展しなかったため、今回、裁定申請に及んだ。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

対立点	TSCの主張	申請者の主張
①地上放送の県域免許制	・放送行政は県域免許制を謳っている。	・TSCから最初に再送信許可を貰った時も現在も、放送行政は何ら変わっていないにも拘わらず、県域免許制を楯に不許可というのはおかし

		い。
②著作権の処理	・放送エリア外の著作権については処理していない。	・JASRACや5団体の権利処理で区域外の著作権についても処理する様になっている。また、それ以外でも著作権処理については再送信同意文書で権利処理が必要な場合は、当社で処理する旨の条件が付してある。
③広島県に於ける国民保護法に基づく緊急放送や災害告知等を見逃すおそれがある事	・視聴者が自分の住居するエリア以外の放送を視聴している、自分の住居するエリアの国民保護法に基づく緊急放送や災害告知等を見逃せば対応が遅れる。	・視聴者が終日、区域外放送のみを見ることは想像し難く極めて稀なケースで、隣接県の情報を知ることは却って安全対策上都合の良い場合もある。区域外再送信を認めない為の詭弁と考える。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

T S Cが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がT S Cに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはT S Cの放送責任を負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、T S Cは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもT S Cは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。T S Cは社会的使命として、より地域

に密着した放送サービスの実現に努めており、区域外での再送信の放送は地域密着というTSCの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもちいて情報格差といっているのか。

現在、広島県には民間放送事業者が4局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の放送番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、広島県で週21本中15本(71%)がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、広島県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にある。有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまう。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ T S Cは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってT S Cの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。T S Cの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、T S Cの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものになってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、T S Cが指摘した問題がより一層重大な問題となっていくことは間違いないものと考ええる。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、T S Cと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、T S Cとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、T S Cのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、T S Cの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更

対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないかと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成18年12月から平成19年5月まで7回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 県域免許における区域外であるため、放送責任が負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

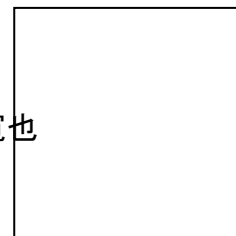
T S Cの主張は、2（1）カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

広島県尾道市西御所町14-15

尾道ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 三宅 敬一

申請に係る放送事業者

岡山市柳町2丁目1番1号

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、尾道ケーブルテレビ株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を尾道ケーブルテレビ株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

広島県尾道市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

尾道市	久保1丁目から3丁目まで、十四日元町、土堂1丁目から2丁目まで、東土堂町、西土堂町、東御所町、西御所町、新浜1丁目から2丁目まで、古浜町、正徳町、吉和西元町、沖側町、東元町、三軒家町、天満町、栗原東1丁目から2丁目まで、栗原西1丁目から2丁目まで、東則末町、西則末町、尾崎本町、東久保町、西久保町、防地町、長江1丁目から3丁目まで、新高山1丁目から2丁目まで、東尾道、向東町の全域 神田町、手崎町、吉浦町、日比崎町、潮見町、桜町、門田町、山波町、栗原町、美ノ郷町三成、高須町、久保町、新高山3丁目、久山田町、原田町、木ノ庄町、向島町の各一部
-----	---

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成4年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、広島県尾道市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成7年4月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成8年3月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成5年12月、尾道市を業務エリアとして開局した。申請者は、平成7年7月よりTSCの同意を得て同社の放送の同時再送信を開始した。申請者は、平成10年にTSCの再送信同意期間が平成8年3月末で満了しているのに気づいて電話で更新の確認をしたところ「ポケモン騒動があったため、今後再送信同意はしない」、「再送信同意はしないが、放送を止めろとは言わない」と言われ、再送信同意書が得られず経過した。その後、申請者は、平成18年12月から平成19年5月まで再送信同意に向けTSCと協議を重ねたが進展しなかったため、今回、裁定申請に及んだ。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

対立点	TSCの主張	申請者の主張
①放送事業者の免許制度について	・放送局は県(圏)域免許であるため県(圏)域外には同	・以前許可頂いたときも県域免許であった。現状も同様ではないか。

	意出来ない。	
②著作権について	・自局の放送エリア(県内)についてのみ著作権の処理を行っている。エリア外については未処理のため、問題が発生する可能性がある。	・JASRACをはじめとする権利5団体とは、契約しており、それに基づき処理を行っている。その他、必要があれば有線テレビジョン放送事業者で処理するよう同意書に明記してある。
③緊急放送等の地域性について	・視聴者が自分の居住するエリア外の放送を視聴していて、自分の居住するエリアの緊急放送、災害放送等を見逃したら、対応が遅れる可能性がある。	・現在の地震情報等の告知放送についても隣接県以外についても全国的に放送されている。 同様に視聴者の生命、財産等に危険が及ぶような緊急告知放送は、当然隣接県でも放送されると思われる。最終的には視聴者が判断することである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

T S Cが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回再送信の同意をしない理由は、申請者がT S Cに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはT S Cの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、T S Cは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもT S Cは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはそ

の範囲外であり対応はできない。T S Cは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めており、区域外での再送信の放送は地域密着というT S Cの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といっているのか。

現在、広島県には民間放送事業者が4局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の放送番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、広島県で週21本中15本（71%）がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、広島県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にある。有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまう。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、T S Cで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、T S Cとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、T S Cがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、有線テレビジョン放送法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、T S Cの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてT S Cが許諾をするものではなく、著作権

法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ（株）からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものになってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がより一層重大な問題となっていくことは間違いないものと考ええる。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請にあたって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守をあげている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年7月30日午前10時から、広島県三原中継局より株式会社テレビ新広島（以下「TSS」という。）が、デジタル23チャンネルでデジタル試験放送を開始した。その後、平成19年8月9日に本放送に移行している。この頃より、広島県尾道市でTSCが金甲山から送信しているアナログ23チャンネルを受信している視聴者から、受信障害の報告がTSCに入りはじめ、平成19年8月24日には、申請者の加

入者から、T S Cの放送が綺麗に見られなくなったとの苦情が寄せられた。以上から、当該地区で同一チャンネルによるデジタル波とアナログ波の混信の発生が明らかであり、申請者の受信点でもT S Cの放送受信が出来なくなるという事象が発生している。この状況は、放送サービスの品質が適正でないことを表し、同意しないことの正当な理由（第104回国会・衆議院・通信委員会における5つの基準）に当たると考える。以上から申請者に再送信を認めることに問題がある。

以上のようにデジタル23チャンネルが広島県の尾道市、三原市に免許され放送が開始されたが、国の放送普及基本計画によって、T S Cのアナログ23チャンネルに障害が生じ、見えなくなることが予測されていた。また、それら本障害については、国のアナログ周波数変更対策上は、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、視聴者保護の対象とはしないという方針で総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターでは対応が行われている。こうした方針を一般受信者に説明している一方で、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られるだろうか。以上からも再送信を認めることに問題がある。

キ 平成19年9月12日付で、申請者から、当該地区において、T S Cのアナログ23チャンネルとT S Sのデジタル23チャンネルの混信解消をはかるため再送信する放送局の変更申請が提出された。しかし、再送信する放送局を変更しても当該地区のこうした混信状況がチャンネルプランに沿って改善されたわけではなく、有線テレビジョン放送事業者が単独で対策を行ったにすぎない。

今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、もし、大臣裁定によって有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信が認められたとしても、T S Cの区域外において、地上波の新たな中継局に免許が交付され、放送を開始して行く中で、同様の事態が発生したとき、今回のように、受信施設の改善がはかられ、有線放送の視聴者は今までどおりの視聴ができたとしても、一般視聴者の受信障害は解決されず、不公平なこととなるのではないか。この点からも区域外再送信を認めることについては問題がある。

ク 三原市に旧本郷町及び旧久井町（平成17年3月に三原市と合併）をエリアとして三原市が管理、運営を行っている三原市ケーブルネットワークという有線テレビジョン放送施設がある。申請者はこの施設の開設

当初より、この施設を使用して申請者の多チャンネルサービスを行っており、その中でT S Cの放送も再送信を行っている。

T S Cに対して、これまで申請者からこの地区での再送信について同意の申し入れはされたことはない。また、今回の裁定申請においても、申請者から「再送信を行なおうとする区域」としてこの地区の再送信は申請されていない。

申請者のサービスエリアについて、同意を得ないまま再送信を行なうだけでなく、自治体が管理、運営する有線テレビジョン放送施設など他の施設を利用して同意を得ない再送信を行なうことは、問題があるのではないかと認められれば、今後自治体の有線テレビジョン放送施設などを利用して、再送信の範囲が大きく拡大していくことが予想される。この件について平成19年9月27日に申請者に対し、三原市ケーブルネットワークでのT S Cの放送の再送信を中止するよう求めた。

(2) 協議の経過

T S Cは、平成18年12月から平成19年5月まで7回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついで、以下において、T S Cが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 県域免許における区域外であるため、放送責任が負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2（1）アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

（2）情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2（1）イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

（3）著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2（1）ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

（4）有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2（1）エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

（5）協議の継続を一方向的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2（1）オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

- (6) 他社のデジタル放送とTSCのアナログ放送との混信による受信障害を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)カのとおりである。電波の受信状況が悪いため、良質な再送信が期待できず、そのことによって放送事業者の放送の意図が害される場合は、放送事業者が、再送信に同意しないことにつき正当な理由があることとなる。しかしながら、申請者は、本障害を改善するために、既に受信点の変更を行っているところであり、変更後の受信点から放送された番組の映像及び音声は実用に供しうるものであって、放送の意図が害されることはないと認められる。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (7) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)カ及びキのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (8) 同意の申し入れをされていない地域でTSCの放送を行っていることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)クのとおりである。しかしながら、申請者は、同意が得られていない業務拡張区域については、現在、再送信を停止しているところである。また、当該地区は本申請における再送信の業務を行おうとする区域にも含まれていない。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

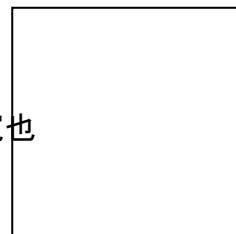
4 結論

以上のとおり、TSCが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定す

る。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県下松市瑞穂町2丁目8-8

Kビジョン株式会社

代表取締役社長 山田 宏

申請に係る放送事業者

広島市中区白島北町19番2号

株式会社広島ホームテレビ

代表取締役社長 橋本 宗利

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、Kビジョン株式会社から株式会社広島ホームテレビを申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

株式会社広島ホームテレビは、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社広島ホームテレビ広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

周南市	<p>大字八代の全域</p> <p>大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原、大字清尾の各一部</p>
下松市	<p>青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目まで、北斗町、桃山町、若宮町の各全域</p> <p>大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社広島ホームテレビ（以下「HOME」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成16年10月31日まで同意を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局し、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

申請者は、HOMEをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を組み入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者を再送信していたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

HOMEからの同意は3度に及び、3度目の有効期間は平成16年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってHOMEに同意を申請したが、同意を得ることはできなかった。その後、申請者はHOMEに対し、同意申請

を続けるとともに、HOMEと協議を行ったが、社の方針として同意しないとの姿勢は固く、協議は不調に終わった。

対立点	HOMEの主張	申請者の主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社エリア内で受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島県民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権処理が適正に行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。HOMEに帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、HOMEの放送を視聴していたために、地元放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④ 過去の同意	過去に同意した時、有線テレビジョン放送事業者は零細で、育成すべきとの考えがあって同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっている。	過去に3度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HOMEが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア HOMEは、電波法第7条に基づき免許を交付された放送事業者であり、その放送対象地域は広島県と示されている。HOMEの番組編成、報道取材、番組制作、営業活動等は、広島県内の視聴者に対しての情報提供を主たる目的としているものであり、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる。この基本原則からして、有線テレビジョン放送事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を根幹から損なうと考える。また、法における「大臣裁定」判断基準は、昭和61年第104国会、衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が「正当な理由」として定められているが、その当時と現在の有線テレビジョン放送事業者の経営環境（特に営業範囲）が大きく変化し、営利企業として経営基盤が確立されている状況にある中、電波法と法の2つの法令の矛盾点が浮き彫りになっており整合性がない。

イ 山口県においては、HOMEと同一のテレビ朝日系列に属する、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。）がある。

YABの現行の基本編成は週5、820分、全番組中64%がHOMEと同一番組であり、また、ゴールデン・プライムの時間帯に限って算出すると、基本編成はミニ番組、単発番組を除くと100%が同じ番組であり、山口県民に対する他地域との格差はなく、HOMEの放送を山口県内に再送信する根拠をもたないと考える。

ウ 平成5年のYABの開局を根拠に情報の格差は解消されたことにより、HOMEは平成16年10月31日の同意期限を最後として申請者に対して、再送信の同意を行っていない。

しかしながら、申請者は再送信同意書に基づかないHOMEの再送信を続けており現段階では法違反とHOMEは認識している。このような違法再送信を続けている申請者は、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断する。また、違反をしている有線テレビジョン放送事業者が裁定制度によって救済されるのは疑問である。

エ 民間放送事業者は電波法、放送法で定められたとおり放送地域の視聴者に地域限定情報番組（自社制作番組）「地域のニュース、天気予報、経済番組、生活情報番組等」を制作し放送している。この自社制作番組においては高価な設備（スタジオ、カメラ、中継車、伝送設備、ヘリコプ

ター等)を使用し、多大なマンパワーをかけ番組制作に多額の費用を投入している。その経費は民間放送事業者の経営に大きなウェイトを占めている。

山口県を放送対象地域とする放送事業者が、区域外再送信によって経済的な打撃を受け、十分なローカル制作番組が放送出来なくなれば、それは山口県民(特に有料である有線テレビジョン放送に加入していない県民)にとって大きな損失である。

また、山口県を対象とするテレビ広告媒体が衰退することは、同県での広告活動を通じて経済活動を行おうとするスポンサーにとって由々しき問題である。山口県内のスポンサーによる山口の放送事業者への広告出稿は、放送事業者とスポンサーあるいは県民も含めお互いの経済、文化活動を高める機能がある。このようなことは山口の放送事業者だけにしかできない。

広島放送事業者の広告を視ていては、山口県の地場スポンサーが発展しないし、また、出稿先が弱体化したりすれば、それは山口県経済の発展の意味からも問題があると考えられる。

申請者は広島県民間放送事業者だけではなく福岡県民間放送事業者も再送信しており、区域外再送信は有線テレビジョン放送事業者の単なる客集めの手段にすぎず、結果的に山口県の経済、文化の地盤沈下に拍車を駆ける要因となりかねない。

オ HOMEの全放送番組には「著作権隣接権」、自社制作番組については「著作権」も有している。よって今回の法上の「同意」と著作権法上の「許諾権」とは全く別ということがご理解頂けるものと思う。

今回の区域外再送信問題は、法のみで裁定するのではなく著作権法との整合性を保った上での裁定をお願いしたい。

(2) 協議の経過

HOMEは、平成17年10月から平成19年5月まで4回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせるこ

とにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、HOMEが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 区域外再送信を安易に容認することは放送制度の整合性を根幹から損なうこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報の格差が無いことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、本件は、HOMEから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態

の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、HOMEと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がHOMEの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

(4) 山口県民等への影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 法と著作権法の整合性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

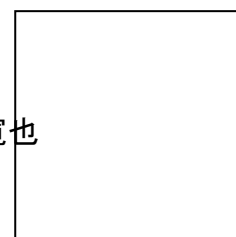
HOMEの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、HOMEが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県下松市瑞穂町2丁目8-8

Kビジョン株式会社

代表取締役社長 山田 宏

申請に係る放送事業者

広島市南区出汐2-3-19

株式会社テレビ新広島

代表取締役社長 永野 正雄

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、Kビジョン株式会社から株式会社テレビ新広島を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

株式会社テレビ新広島は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社テレビ新広島広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

周南市	<p>大字八代の全域</p> <p>大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原及び大字清尾の各一部</p>
下松市	<p>青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目まで、北斗町、桃山町、若宮町の各全域</p> <p>大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社テレビ新広島（以下「TSS」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書（継続）を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局し、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

申請者は、TSSをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を組み入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者を再送信していたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

TSSからの同意は2度に及び、2度目の有効期間は平成15年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってTSSに同意を申請したが、TSSは山口県内の民間放送事業者3社の同意書の提出を要請した。TSSは県内

民間放送事業者の同意取り付けの交渉を行ったものの不調に終わった。その後、申請者はTSSと協議を続けたが、社の方針として同意しないとの姿勢は固く、協議は不調に終わった。

対立点	TSSの主張	申請者の主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は申請者のエリア内で受信している。視聴できなくなると、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島の民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権処理が適正に行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。TSSに帰属するものについては協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、TSSの放送を視聴していたために、地元放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④ コマーシャル	地域を限定して販売する商品など広島県限定のコマーシャルがある。視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤ 過去の同意	過去に同意した時は、有線テレビジョン放送事業者は零細で、育成すべきとの考えがあって同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっている。また、同意した時と、現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっている。	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視

		聴する権利が喪失することは想定していない。
--	--	-----------------------

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSSが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 我々放送事業者は、県域免許制度のもと地上テレビ放送全体の秩序維持と健全な発展を図るという大きな責務を担っている。県境近くの中継局はもとより、全ての送信所からの電波は、県境を越えないよう最大限の努力を払い、越える場合は、地方総合通信局及び地域の放送事業者と十分な協議の上で、同意のもと、放送許可を得ている。そのような努力の一方で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信は、再送信先の同意がなくても送信側の同意だけで再送信が可能な制度であり、区域外再送信と県域免許制度との間で大きな不整合が存在するのは明らかである。

TSSとしては、著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有しているとの認識に立ち、区域外再送信同意については、先に述べた秩序維持のために「再送信先の放送事業者の同意を得ること」を大前提としている。

今回の申請者からの再送信同意申請は、この再送信先の放送事業者の同意を得ていないものであり、この再送信には同意はできない。

イ 平成15年10月に申請者から再送信同意申請があった時、TSSの前提である再送信先の放送局の同意を得よう要請した。しかし、申請者は再送信先局との協議の経緯報告もせず、また、TSSへの協議要請もないまま、まったくの無視状態で再送信を続けていた。これは、法13条に違反しており、違法行為である。

大臣裁定のいわゆる「5つの基準」には、「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」との項目がある。TSSは、協議の場を持つともせず違法で商業行為を続ける申請者の企業姿勢は、この基準に規定されたケーブルテレビ事業者としての適格性を欠くものであり、同意できない十分な理由であると考えられる。

ウ 昭和61年4月23日の第104国会における衆議院通信委員会の佐

藤郵政大臣の答弁中、「大臣裁定」制度について「その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義でありまして（中略）しかしどうにもならないときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続きを取って裁定に持っていく…」との発言がある。審議で5つの判断基準が示されたが、この基準は、当時の有線テレビジョン放送産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられたものであり、地上放送、有線テレビジョン放送の状況が大きく変貌した現在には、この5つの基準は、とても公平とはいえないものである。

我々地上放送事業者は、自主制作番組に加え、ネットを組む各局や他ネット局の番組も購入して放送している。安易な区域外再送信は、再送信先の地上放送事業者が購入して放送する前に、同じ番組が有線テレビジョン放送事業者を通じて放送される事態を生じ、再送信先の地上放送事業者に多大な不利益をもたらすものと言える。有線テレビジョン放送事業者は、昭和61年当時とは大きく異なり、いまや地上放送事業者にとって強力なライバル事業者になっている。そして、区域外再送信に同意すべき旨の大臣裁定は、有線テレビジョン放送事業者が地上放送事業者の役務にフリーライドして事業を営むことを、地上放送事業者に強制的に認めさせるものである。

県域免許制度における秩序維持は、再送信先の地上放送事業者と再送信元の地上放送事業者が相互にその立場を尊重することで成り立っており、安易な区域外再送信は、長年築き上げてきた秩序をなし崩しにするものであり、公正な競争秩序をも破壊するものである。再送信問題に関わる5つの判断基準を現状に適したものに見直し、公平な判断をしていただくようお願いする。

エ 地上放送を再送信するためには、放送番組に係わる全ての著作権処理を行う必要がある。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権、及び放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等があり、申請者の裁定申請書によると、放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等については「請求分は支払ってある」、放送事業者が有する権利については「協議して解決できる問題だ」とある。TSSとしては、番組の権利料等として一切の対価を受け取っておらず、協議もしていない。そもそも契約形態について協議する以前に、著作権法第23条、第99条にある許諾を受けないで再送信することは違法であることを申し上げているにも関わらず、申請者は協議の場を持つともせず、違法再送信を続けていることは、誠に遺憾である。また、放送

番組の著作権について、ローカル制作番組に参画する著作権者等の権利者や、購入番組における映像著作権者（映画製作者等）との契約（放送事業者が放送番組の著作権者から放送権を取得する契約）は自局放送地域限定の場合が多くある。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意することが上記相手方との関係で契約違反となり、我々放送事業者がその責任を負う結果にもなりかねない。

オ 申請者には、平成15年10月の再申請までに2度の再送信同意をしているが、今般の地上放送、有線テレビジョン放送産業の変貌にかんがみ、アの項目で述べた地上放送全体の秩序維持と健全な発展という観点から、再送信先の地上放送事業者に不利益を与える行為については大きな問題であると考え、平成15年10月の申請から「再送信先の放送事業者の同意があること」を改めて区域外再送信同意の前提とした次第である。

地上放送事業者は、平成18年から開始したデジタル放送に、経営体力の限界を超える設備投資負担を強いられている。この時期に区域外再送信による不利益が新たに加わることは、ますます経営を圧迫するものであり、再送信先の局の立場に立つと、とても安易に容認できるものではない。

また、申請者の裁定申請書には、「10年間に渡って視聴し情報を得てきた放送が視聴できなくなることは視聴習慣を絶ち、情報化に逆行する」という主張がある。地上放送は無料且つ域内あまねく普及が使命であることに對し、有線テレビジョン放送は有料且つ地域限定という大きな違いがある。有線テレビジョン放送に加入したくても加入できない世帯と加入できる世帯との間の情報格差は、有線テレビジョン放送事業者の主張する問題よりはるかに大きな問題であり、我々の無料で且つあまねく普及という使命を踏みにじるものであると考えている。

カ TSSとしては、今まで述べてきた通り、法と著作権法に違反したまま営業を継続する有線テレビジョン放送事業者に有利といえる判断基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することは大きな問題があると考えている。

仮に、今回、TSSの主張が受け入れられず、再送信同意を強いられるに至ったとしても、著作権法に基づく著作権者としての権利は失われるものではなく、著作権法に基づいて対価を求める権利と、差し止め請

求等によって再送信を阻止できる権利について、これを留保することを明記する。

放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行い、県内100%のカバーを早期実現すべく努力を続けている。その実現には、隣接県放送事業者との協調が大変重要な要素である。このような状況下、区域外再送信において、再送信先の放送事業者に新たな不利益を発生させる事態は極力避けたいとのTSSの考えを理解して頂き、公平な結論を下していただくよう、重ねて強く要望する。

(2) 協議の経過

TSSは、平成19年3月から5月まで2回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、TSSが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 再送信先の放送事業者の同意を得ていないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ア及びオのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同

意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、本件は、TSSから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、TSSと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がTSSの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (3) 安易な区域外再送信は、公正な競争秩序をも破壊するものであり、「5つの基準」が現状に適していないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 有線テレビジョン放送の加入できる世帯と加入できない世帯の情報格差を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 有線テレビジョン放送事業者に有利といえる基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することが大きな問題であることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

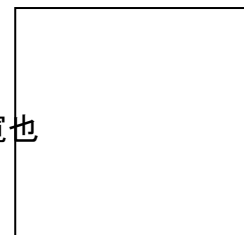
TSSの主張は、2(1)カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、TSSが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県下松市瑞穂町2丁目8-8

Kビジョン株式会社

代表取締役社長 山田 宏

申請に係る放送事業者

広島市中区中町6-6

広島テレビ放送株式会社

代表取締役社長 後藤 文生

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、Kビジョン株式会社から広島テレビ放送株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

広島テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

広島テレビ放送株式会社広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

周南市	<p>大字八代の全域</p> <p>大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原、大字清尾の各一部</p>
下松市	<p>青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目まで、北斗町、桃山町、若宮町の各全域</p> <p>大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である広島テレビ放送株式会社（以下「HTV」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局し、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

申請者は、HTVをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を組み入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者を再送信していたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

HTVからの同意は2度に及び、2度目の有効期間は平成15年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってHTVに同意を申請したが、HTVは山口県内の民間放送事業者3社の同意書の提出を要請した。HTVは県内

民間放送事業者の同意取り付けの交渉を行ったものの不調に終わった。その後、申請者はHTVと協議を続けたが、社の方針として同意しないとの姿勢は固く、協議は不調に終わった。

対立点	HTVの主張	申請者の主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波はHTVエリア内で受信している。視聴できなくなると、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島の民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権の権利処理が行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。HTVに帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、HTVの放送を視聴していたために、地元民間放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④ コマーシャル	地域を限定して販売する商品などの広島県限定のコマーシャルがある。県外で放送されると、視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナでも受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤ 被取材者の人権	ドキュメンタリー番組等の制作で、広島県内に限って放送することを条件に取材に応じるといったケースがある。県外で放送が流れることで人権が侵害されることもあり得る。	コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。
⑥ 過去の同意	過去に同意した時は、有	過去に2度、同意を得ている。その

	<p>線テレビジョン放送事業者は零細で、育成すべきとの考えがあつて同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなってきており、区域外再送信の必要性がなくなっている。また、同意したときと現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっていると認識している。</p>	<p>後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。</p>
--	---	---

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HTVが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 申請者の再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れている。それ以降も申請者は同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識している。

申請者は、中国総合通信局から再送信同意を得るために協議をするように指導を受け、平成19年3月に協議の申し入れをしてきた。5月までに計3回の協議を行ったが、5月9日の協議では、中国総合通信局から「5月31日までに適法状態になるよう再送信の同意を得ること、同意が得られない場合は送信の停止もしくは大臣裁定の申請をするよう」に指導されているとの説明があつた。

そして、5月30日申請者から「協議を続けていただいたが、中国総合通信局への業務報告の期限が来たので、不本意ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなった」という連絡があつた。協議途中の大臣裁定申請はまことに遺憾であるが、中国総合通信局の期限を切った指導により申請者は「不本意ながら」大臣裁定を申請したもので、法の要件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」には当らず、大臣裁定申請は不適法と考える。

イ HTVは再送信同意の前提として地元放送事業者の確認を求めている。HTVと同系列の山口放送株式会社（以下「KRY」という。）は、福岡

波をはじめ山口県内での有線テレビジョン放送による区域外再送信が営業的な損失を招き、自社の経営基盤を崩すことが、結果的に山口県民に必要な安全情報や地域情報を伝達することも危うくすると判断し、申請者に対して平成15年11月、県外波の再送信は了承できないことを伝えている。

また、KRYが平成16年に申請者に対する区域内再送信を同意する際、同意文書に、県外波の再送信は了承できない旨の文言を入れているにもかかわらず、申請者は契約条項を無視して広島波を違法再送信している。申請者は再送信同意を受けている地元放送事業者に対して信義にもとる行為をしていると言わざるを得ない。

ウ 有線テレビジョン放送事業者は、マスメディアとして公共性と高い倫理観を求められている。昭和61年（1986年）法の改正に伴い「大臣裁定」制度が導入され、今回この制度に則り大臣裁定の申請が提出されたものだが、申請者は、同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請したものである。本来ならば自らの判断で違法状態を解消した上で申請すべきではないかと考える。

区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、著作権のあり方の観点からも大きな問題がある。HTVは大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであるが、昭和61年当時の委員会答弁にある「5基準」は、法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっており、いわば、この「5基準」は最低限有線テレビジョン放送事業者が遵守すべき事項であると判断している。しかし、これまで述べた事実から違法再送信を続けている申請者は有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断せざるを得ない。

さらに、総務省から送付された文書総情域116号別添の裁定申請の概要の「7. 申請者が希望する再送信の開始日」には「裁定があり次第速やかに」と表記してあり、いかにも再送信をしていないかのように受け止められる表現があるが、現に違法再送信がなされており申告の内容に虚偽の部分がある。このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請をした申請者は、果たして大臣裁定申請の資格があるのか。

エ HTVは地域免許制度に基づき、広島県内を放送対象として電波による放送事業を行っている。

そもそも、民間放送は電波が受かる条件がそろえば誰でも無料で視聴

できる放送サービスである。これに対し有線テレビジョン放送は、有線テレビジョン放送事業者と加入者の中で契約をして有料で視聴する放送サービスであり、有線テレビジョン放送事業者にとっては「契約者」である。有線テレビジョン放送事業者は「契約者」のために事業活動を行い、放送事業者から再送信同意を取り、不調の場合は大臣裁定を申請して「契約者」の利益を確保する立場にある。

従って、地上放送の「視聴者」の利益と有線テレビジョン放送事業者の「契約者」の利益を区分して審議いただきたい。

有線テレビジョン放送事業者による再送信について、放送区域内では難視聴対策を主な目的に、特段の問題がない限り再送信に同意している。一方、放送区域外と判断する地域の再送信同意については、地元放送事業者の了承を得ることを前提に、視聴習慣の定着、生活圈・文化圏としての一体化、業務区域内での受信等の実態を総合的に検討し諾否を判断している。

申請者に対しては平成15年10月31日まで地元放送事業者であるKRYの了承を得た上で、再送信の同意をした。しかし、山口県内における有線テレビジョン放送事業者の区域外再送信の拡大が地元放送事業者の視聴率の低下など経営状態に深刻な打撃を与える事態にいたり、KRYから平成15年に県外波の再送信を了承できない旨連絡があった。

山口県内では主に福岡波が視聴率の大きな割合を占めるようになっており、このことによる山口県内の民間放送事業者の収益への影響は深刻になっている。KRYはHTVと同じ日本テレビ系列のローカル局として全国的なネットワークの下でCMを扱い、番組やニュースを交換するビジネススキームを成立させており、同系列の放送事業者の経営が不安定になることは、ネットワーク体制を維持する面から好ましいことではないと考える。特に報道の面においてネットワークは、ローカル局が各県で24時間取材体制を維持し、その取材内容を共有し、必要な情報を県内に伝えるという共同体である。

さらに、地元放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、同じ民間放送事業者として経営の安定が必要不可欠であるという観点から、KRYの申し入れを理解した。

そして、このことを理由に、申請者に対して県外局であるHTVの再送信は同意できない旨通告していた。

オ 申請者の申し入れにより平成19年3月から3回、誠実に対応し真摯

に協議を進めてきた。この協議の中で、H T Vは、地元民間放送事業者であるK R Yをめぐる視聴率や経営への影響などの状況の変化を理解するとともに、申請者の業務区域が県境とも接しておらず放送区域との認識もないので、再送信同意はできないことを表明してきた。

現在、申請者は福岡の民間放送事業者全社からアナログ放送の同意を得て福岡波を再送信している。福岡の民間放送波5波に加え広島民間放送波4波を再送信している。違法状態で広島波まで再送信をする必要はないと考える。地元放送事業者の経営に対する県外波の再送信による影響はすでに述べた通りであり、有線テレビジョン放送の契約者の要望があることを理由に、同意のない広島の4波までも違法再送信する道理があるのか。

加えて、H T Vは広島県東部で県境を接する岡山県井原市の井原放送については、H T Vは同系列の西日本放送株式会社（以下「R N C」という。）の確認を得て、岡山県側の再送信に同意をしている。井原放送の業務区域は一部広島県側にも存在するが、この区域への再送信は協議により広島波に限定されており、R N Cなど岡山波は再送信していない。また、平成20年3月31日を期限にH T Vの放送を岡山県側に再送信することを中止する旨の文書を受けており、双方で協議を進め妥協点を見出した結果、トラブルなく有線テレビジョン放送の契約者の混乱もなく再送信が行われており、一例として報告する。

カ 県域免許とは言え、電波が県境を越えて伝播し、受信されている事実は認めるが、放送エリアは少なくとも一般的なアンテナで個別に受信できる範囲である。個人の責任で個別受信されていることについてコメントはないが、申請者が事業として一帯に再送信することとは意味合いが異なる。申請者の主張に有線テレビジョン放送による視聴ができなかった場合、アンテナ受信者との情報格差が生じるとあるが、電波による放送の特性として誰でも個人努力によりアンテナ等の受信条件を整えれば放送を視聴できるというのが放送本来の特性であり、放送区域外の有線テレビジョン放送の契約者の情報格差があるとしても、県域免許制度に従って放送しているH T Vが関知する立場にはない。

キ 著作権をどのように尊重し必要な処理をどのように進めていくかは、有線テレビジョン放送事業者のコンプライアンスに関わることであり、有線テレビジョン放送の再送信に関わる著作権の処理についてはすべて当該の有線テレビジョン放送事業者が全責任を負うのは当然のことであ

る。しかし、そのことで放送する民間放送事業者側の著作権に関する責任がすべて免責されたわけではなく、広島放送エリアに限定した契約で購入した番組が、同意もしていない地域で違法再送信されていることを含めて申請者が著作権処理を厳正におこなっているとは認められない。

まして、同意もなくH T Vの放送を再送信しH T Vの著作権隣接権を侵害していることは許されるものではない。

ク 選択権は申請者の主張の通り視聴者にある。問題は、有線テレビジョン放送事業者による地上放送の際限のない多チャンネルサービスが地域免許制度の形骸化を招く点にある。地元民間放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、経営の安定が必要不可欠であることはすでに述べた通りである。このために、地元民間放送事業者の意向を確認するなど同意についての検討は慎重に行っている。

ケ 申請者は「スピルオーバーアンテナで受信されている。大きな問題ではない」と主張されている。しかし、空中の電波を個人で受信すると、事業として受信しその地域に伝送することはまったく意味合いが異なる。CMは視聴者の認識ではなく、広告主の意図の問題である。

この点について、約300社の広告主企業で構成されている社団法人日本アドバイザーズ協会は「広告主企業は広告によって自社製品だけでなく製品サービスの販売拡張やブランディング強化を目指している。その場合、全国一律の広告展開とマーケティング戦略に沿いエリアを限定した展開がある。したがって、テレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となり、それを逸脱すればマーケティングの意図を崩すことになる。広告主にとってエリアマーケティングは重要な販売戦略であり、このために知恵を絞っているわけである」「協会は民放のエリア調査を2年に1回実施し、ローカル局を含めてどの範囲まで電波が行き届いているか広告主の立場で調査し、それをもとに広告活動を実施している。広告主が知らないまま区域外再送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べている。

マーケティング戦略に沿い広告主が地域を限定して広告活動を行い、広告放送の収入によって民間放送のビジネスモデルが確立されている。従って、広告主の意図せぬ地域へ広告放送がなされることは、マーケティングの観点からも問題があり、放送対象区域を特定する地域免許制度と区域外再送信は、その点からも矛盾があるといえる。被取材者の人権

についても、県外に伝播した電波を個別に受信し視聴することと、事業として再送信することの違いと同じ趣旨で異なる。

コ 確かに平成15年10月末までは同意していたが、さまざまな状況の変化に対応するために、契約には期限がある。再送信同意の契約期限が終了した場合は双方で協議し、調わない場合はいったん再送信を休止することも選択肢の一つと考える。

有線テレビジョン放送の契約者の存在を理由に、違法状態で再送信を続けることは、有線テレビジョン放送事業者のコンプライアンスの面でも疑問がある。

サ H T Vは県域放送局として放送区域内の放送に最大限の責任を持つとともに、山口県内であっても長年の視聴習慣がある区域については、有線テレビジョン放送の契約者の混乱を防ぎ同系列であるK R Yの理解も取り付けることのできる範囲で柔軟に対応してきた。しかし、事前の連絡もなく業務区域を拡大し同意なく違法再送信を続けている上、大臣裁定により違法状態を追認させようとしていると受けとめられる申請者の行為は、有線テレビジョン放送事業者の遵法精神の面で疑問を持たざるを得ない。

加えて、著作権の適正な処理がなされるかの不安もあり、弊社の大切な商品である放送番組の再送信に現状のまま同意はできない。

(2) 協議の経過

H T Vは、平成19年3月から5月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求め

られている。

については、以下において、H T Vが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 裁定申請要件を満たさないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びH T V双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(2) 地元放送事業者への影響等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) イ、エ、オ及びクのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) ウ、コ及びサのとおりである。しかしながら、本件は、H T Vから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、H T Vと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がH T Vの放送の再送信を行うこと

について不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (4) H T Vの放送の直接受信が可能な地域等でないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) オ及びカのとおりである。しかしながら、裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (5) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) キ及びサのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (6) CMの地域性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

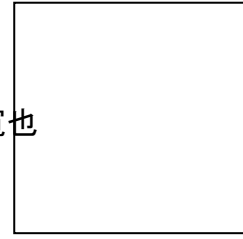
H T Vの主張は、2 (1) ケのとおりである。しかしながら、この主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、H T Vが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県下松市瑞穂町2丁目8-8

Kビジョン株式会社

代表取締役社長 山田 宏

申請に係る放送事業者

広島市中区基町21番3号

株式会社中国放送

代表取締役社長 安東 善博

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、Kビジョン株式会社から株式会社中国放送を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

株式会社中国放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信することができるテレビジョン放送
株式会社中国放送広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）
- 2 再送信の業務を行うことができる区域
山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）
- 3 再送信の実施の方法
上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

周南市	<p>大字八代の全域</p> <p>大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原、大字清尾の各一部</p>
下松市	<p>青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目まで、北斗町、桃山町、若宮町の各全域</p> <p>大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社中国放送（以下、「RCC」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

RCCをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者の再送信をしていたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

RCCからの同意は2度に及び、2度目の有効期間は平成15年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってRCCに同意を申請したが、同意を得るに至らず、平成17年10月、申請者の同意申請に対して、RCCは文

書で不同意を通告した。その後、申請者はRCCと協議を続けたが、著作権問題、県域放送等を理由とした不同意の姿勢は固く、協議は不調に終わった。

なお、申請者とRCCの意見の対立点は次のとおり。

対立点	RCCの主張	申請者の主張
①県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社のエリア内で受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。 広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
②著作権処理	著作権の権利処理が行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。RCCに帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③災害時の選局	災害時に、RCCの放送を視聴していたために、地元民間放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④コマーシャル	地域を限定して販売する商品など広島県限定のコマーシャルがある。県外で放送されると、視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤被取材者の人権	ドキュメンタリー番組等の制作で、広島県内に限って放送することを条件に取材に応じるといったケースがある。県外で放送が流れることで人権が侵害されることもあり得る。	コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。
⑥過去の同意	過去に同意した時、有線テレビジョン放送事業者は零細で、	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではな

	<p>育成すべきとの考えがあつて同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっていると考える。また、同意した時と、現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっている。同意書の中の「番組中の著作物に係る著作権については申込者の責任において処理する」に反しており、これは不同意理由になると考える。</p>	<p>く、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。</p>
--	--	--

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RCCが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 平成8年に申請者の再送信に同意しているが、平成15年に申請者による継続申請がなされていないため、同意契約は切れたと認識している。その後、平成17年に再送信同意願いが送付されてきたが、RCCの放送区域から逸脱していることや生活圏からかけ離れていること、著作権問題などから不同意を文書で通知したが、申請者は再送信を続けてきた。申請者は、本協議に際して平成15年より同意が切れていることを認識しており、同意なき再送信は違法行為であることも認めている。また、RCCは協議の中でも違法再送信を止めるよう申し入れているが、申請者はそれを無視して再送信を継続している。

さらに、今回の中国総合通信局の指導により協議に入るにあたり、送付していない同意願いを送付したかのごとく同意検討を要望する文書をRCCに送ってきた。

以上の点から、申請者は適格性を欠いている。よってRCCとしては、しかも本件にかかる協議もわずか2度あっただけで大臣裁定を申請しており、納得できるものではない。

イ RCCの再送信をどの地域で認めるかは、RCCに固有の判断事項である。RCCとしては、「放送の意図としての地域」は「免許上の放送区

域」であると考える。

この「意図としての放送地域」は「情報通信審議会」第3次中間答申でも、IPマルチキャスト再送信の地域性の取扱いにおいて、「再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項」、「放送事業者の判断を担保するため、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性がある」として、「放送の意図としての地域性」を認めている。

また、「免許上の放送区域」は、総務省令「放送局の開設の根本的基準」第2条の第11号で定義され、電波監理委員会告示昭和27年第1923号により、全国の都市ごとに放送区域として確保すべき電波の強さが指定されている。

さらに、電波法においては総務大臣の権限として「放送用周波数使用計画」を策定することが明記されている。この周波数使用計画は歴史的経緯、地理的条件から勘案して、放送局の置局が周波数の公平かつ能率的使用に合致するように策定されている。

なお、RCCは当初、国の有線テレビジョン放送事業育成の目的に準じて、前身である下松ケーブルテレビ株式会社に再送信の同意をしていた。その後、熊毛中央テレビ共同受信施設組合（非営利）が合併し、業務区域が今回の区域に広がった経緯がある。当該有線テレビジョン放送事業者間の統合による再送信区域の拡大は、RCCの「放送の意図としての地域」及び「免許上の放送区域」を大幅に逸脱している。

ウ 昭和56年に広島県と「災害時における放送要請に関する協定」を結んでいる。この協定の趣旨は、県から災害についての放送を求められた場合、「内容を検討し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統についてその都度決定し、放送するものとする。ただし、放送できないとき又は、放送要請をした事項に疑義があるときは、直ちに県にその旨を連絡するものとする」というものである。RCCは地域免許制度の下で、自治体から得た災害情報を自らの判断で地域住民のために放送し、自治体もそれを強く望んでいる。広島県の他には、昭和60年に同名の協定を広島市とも結んでいる。山口地区においても、すべての地元民間放送事業者及びNHK山口放送局と山口県との間で、同名の協定が締結されている。

また、平成17年に「市町、県、放送事業者の間の避難勧告等の情報伝達体制に関する会議」の中で、当時の総務省中国総合通信局の放送課長が、「災害時には必ずテレビやラジオをつける重要さが、改めてクローズアップされている。全ての放送局で、同じタイミングでできることが

大切」と挨拶している。これは、総務省も地元放送事業者の災害放送について強く望んでいることを象徴的に表す発言だと受け止められる。

こうした状況の中、区域外再送信の視聴が常態化することになると、地元放送事業者による居住区域における有事の際の放送や緊急災害情報が伝わらないことが危惧され、ひいては住民の生命や財産が脅かされることとなる。

また、地元放送事業者が放送する行政情報など地元情報に接する機会が減ることにもなり、これは住民にとって著しく不利益になるものと思われる。

エ 民間放送事業者の主たる収入源であるCMは、広告主や視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っている。また、同じ系列の同じ番組でも、地域によってCMが異なることも少なくない。

特定の商品需要拡大を目的として、地域限定CMやキャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが再送信されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことになり混乱を招くことになる。

一方で、山口県を対象としないCMが山口県内に流れることは、地元経済の活性化という面からも好ましくない。広告媒体としてのテレビは、地元企業の発展に寄与するものとする。山口県においても、地元放送事業者の媒体力が低下することは、地元経済にとって明らかなマイナス要因となる。

オ RCCの放送する番組はプロ、アマチュアの区別なく、多くの方から番組内の著作物使用許諾を受けて成り立っている。もともとRCCと申請者とは、権利者5団体のみならず、アウトサイダー（その他の団体および個人の権利者）も含めて申請者が権利処理を行うという前提で再送信同意契約を交わしていた。しかし、同意期間中に申請者が権利処理を実際に行っているという実績は確認できなかった。

現在、申請者は、5団体の権利処理については一部支払い済みとの見解を示しているが、RCCはいまだ協議途中の事項があると認識している。またアウトサイダーへの権利処理対応についてRCCに具体的な提示は今までに一切ない。

このように、申請者は、著作権対応が不明確な上、RCCが停止を要求してもなおRCCの許諾なく再送信を行うという、著作権法上の違法行為を続けている。

また、再送信においては、法の同意と著作権法に基づく許諾という2つの基準が存在する不整合がある。

著作権においては、放送番組に含まれる著作権などの具体的な権利処理方法は、法律や契約に基づき民間で協議すべき事項である。国がこれらの事項を棚上げにし、大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題がある。

カ 県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであることは言うまでもないが、その電波の利用者たる民間放送事業者に対して、国は、様々な義務と責任を付加し、勝手な運用ができないように制度付けてきた。その最たる課題が現在進行中のデジタル化設備投資に見られる放送区域内あまねく視聴可能化義務であり、また発足以来果たしている番組総合編成の中での地域の日常的情報ライフラインとしての責任である。

その双方を満たす努力を地方の民間放送事業者が続けているからこそ、一般的に、当該放送区域内の視聴者は他の放送区域のチャンネルから遮断されることを許容してきた。逆に言えば、他の放送区域のチャンネル遮断が許容されなければ、地方の民間放送事業者の経営は初めから成り立たない。この点が有線テレビジョン放送とは根本的に異なる。

放送区域内視聴者と地方の民間放送事業者との、この双方向的補完関係が損なわれると、当該区域の民間放送事業者の経営に深刻な影響を及ぼすことは明らかで、このことは間違いなく放送区域内に対する情報発信力が衰退することを意味する。ここでも危機に直面するのは、地元に必要な情報をできる限り提供しようとする、情報の地方分権である。

他の区域から発信される情報には当該区域の情報は元々含まれておらず、まして東京から集中的に発信される情報にも、それを期待できるはずもない。

何よりも放送区域内に発生する緊急事態に際して、当該区域内の民間放送事業者がこれまで通りのライフライン役を果たせなくなるとするとき、その代役を有線テレビジョン放送事業者が果たせるとは思われない。

また、当該ケースのように、生活圏が大幅に離れた地域への区域外再送信や、事業者同士の合併による有線テレビジョン放送業務の区域外再送信エリアの拡大を安易に認めることは、際限のない有線テレビジョン放送業務区域の拡大を意味し、地上波放送の「地域免許制」を形骸化させ、結果的に地域住民が被害者となる可能性がある。

キ 法が改正され大臣裁定制度が導入された昭和61年当時は、少数チャ

ンネル地域も多く、また有線テレビジョン放送事業者の大半が小規模で普及も順調ではなかった。裁定制度は有線テレビジョン放送事業振興策として導入された、という側面は否めない。

ところが、平成18年度の「自主放送を行う許可施設」は、2,050万世帯に達し、世帯普及率は40.1%に及んでいる。これは平成7年と比べて加入世帯で5.7倍、世帯普及率で4.9倍と、驚異的な成長ぶりである。また、この許可施設のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする営利法人311社の営業収益は、平成17年時点で3,850億円となっている。

そうした状況の中で、「再送信に同意しない正当な理由」が今もって昭和61年の衆議院通信委員会答弁の5基準だけであるならば、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と受け止めざるを得ない。また、この5基準は、本来有線テレビジョン放送事業を行う上で、当然実施しなければならない事柄にすぎない。法の設立当時の立法趣旨と現状が乖離していることが再認識されるべき状況にある。

区域外再送信の問題は昭和61年時点で導入された制度で判断すべきでなく、大臣裁定制度や「再送信に同意しない正当な理由」を抜本的に見直し、放送の「地域免許制度」に則した行政判断を期待する。

(2) 協議の経過

RCCは、平成19年4月から5月まで2回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、RCCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体

的事実の有無を判断する。

- (1) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、本件は、RCCから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、RCCと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がRCCの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (2) 再送信区域の拡大は「放送の意図としての地域」を逸脱することを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 地元放送事業者による地域の災害情報放送の重要性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、緊急災害情報や地域情報を含め、どのような情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定、制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものと

は言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって山口県民の生命、安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RCCの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 区域外再送信のCM問題を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、広告主の意図に反するとの主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が認められない。また、視聴者の混乱を招くとの主張についても、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 著作権処理に問題があるということ等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 地元放送事業者等への影響及び県域免許制度の形骸化をもたらすことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、地元放送事業者等に影響があるとの主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

また、県域免許制度の形骸化をもたらすという主張についても、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(7) 大臣裁定制度等を見直すべきであること等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

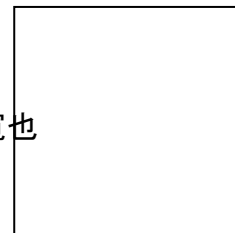
RCCの主張は、2(1)キのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない正当な理由とは認められない。また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、RCCが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県岩国市山手町1丁目2番6号

株式会社アイ・キャン

代表取締役社長 柏原 伸二

申請に係る放送事業者

広島市中区白島北町19番2号

株式会社広島ホームテレビ

代表取締役社長 橋本 宗利

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、株式会社アイ・キャンから株式会社広島ホームテレビを申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

株式会社広島ホームテレビは、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社広島ホームテレビ広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>岩国市</p>	<p>室の木町1丁目、室の木町4丁目、麻里布町1丁目から7丁目まで、錦見4丁目から8丁目まで、岩国1丁目から3丁目まで、山手町1丁目から4丁目まで、今津町1丁目から6丁目まで、装束町1丁目、装束町4丁目から6丁目まで、新港町2丁目から4丁目まで、立石町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から3丁目まで、元町1丁目から4丁目まで、三笠町1丁目から3丁目まで、川口町1丁目から2丁目まで、桂町1丁目から2丁目まで、川下町1丁目から3丁目まで、車町1丁目から3丁目まで、中津町1丁目から3丁目まで、楠町1丁目から3丁目まで、牛野谷町1丁目から3丁目まで、門前町1丁目から3丁目まで、尾津町1丁目から2丁目まで、南岩国町1丁目から2丁目まで、平田1丁目、平田4丁目から6丁目まで、旭町1丁目から3丁目までの各全域</p> <p>室の木町2丁目から3丁目まで、室の木町5丁目、錦見1丁目から3丁目まで、岩国4丁目から5丁目まで、砂山町1丁目から2丁目まで、平田2丁目から3丁目まで、川西1丁目から4丁目まで、横山1丁目から3丁目まで、南岩国町3丁目から4丁目まで、装束町2丁目から3丁目まで、新港町1丁目、新港町5丁目、飯田町2丁目、門前町4丁目、尾津町3丁目、立石町4丁目の各一部</p> <p>南岩国町5丁目、海土路町2丁目、藤生町2丁目から3丁目まで、黒磯町1丁目から2丁目まで、青木町1丁目から2丁目までの各全域</p> <p>海土路町1丁目、灘町、門前町5丁目、尾津町4丁目から5丁目まで、藤生町1丁目、藤生町4丁目から5丁目まで、黒磯町3丁目、青木町3丁目から4丁目まで、保津町1丁目から2丁目まで、通津の各一部</p> <p>下の一部</p> <p>御庄1丁目から5丁目までの全域</p> <p>関戸、多田、大字御庄の各一部</p>
<p>岩国市 美和町</p>	<p>生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、洪前、佐坂、下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域</p>
<p>岩国市 本郷町</p>	<p>宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域</p>
<p>岩国市 由宇町</p>	<p>上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域</p> <p>峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部</p>
<p>玖珂郡 和木町</p>	<p>関ヶ浜1丁目から2丁目まで、大字関ヶ浜、瀬田1丁目から4丁目まで、大字瀬田、和木町1丁目から6丁目までの各全域</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社広島ホームテレビ（以下「HOME」という。）の同意を得て、平成4年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成16年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の放送事業者（株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社テレビ新広島、HOME、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。））の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成16年10月の再送信同意更新申請の際に、「山口県内同系列局の許可が無ければ同意は出せないが、再送信を停止しろとは言わない」と言われ、再送信同意書が得られずに、協議中という状況で現在まで経過した。

対立点	HOMEの主張	申請者の主張
①地上放送が県域	総合通信局に免許申	岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接

<p>免許となっているので、基本的に県外には同意できない</p>	<p>請を行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。</p>	<p>しており、地域性、生活圈、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市や由宇町等については電波が漏れて受信可能であることはわかっているので、放送エリアと考えて同意しても良いと考えている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので、同意できない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋のアンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは有線テレビジョン放送の視聴者にとって不利益となる。</p> <p>HOMEは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそれを見る傾向が強い。</p> <p>HOMEのタイムテーブルに掲載されているサービスエリア(視聴可能エリア)には、岩国市はもちろん岩国市全域がサービスエリアとして記載されてある。</p>
<p>③山口県内民間放送事業者(同系列)の許可がないと同意できない</p>	<p>区域外波となるので、山口県内同系列局(YAB)の許可を得なければ同意はできない。</p>	<p>山口県内同系列局であるYABへも何度も訪問し、申請者の状況は理解してもらっているが、許可はもらえない状況。</p> <p>また、YABは平成5年開局の比較的新しい局</p>

		で電波送信所も少なく、受信している世帯、共同受信施設は少ないという現実があり、申請者の加入者が増加することによりYABを視聴可能になる世帯も増加しているという状況もある。
④著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない	5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に許可をもらっているのに勝手に山口県に流すと問題になる。 全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。	権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。音楽事業者協議会と日本CATV連盟のルール作りの協議も始まったと聞いている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。 また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。
⑤有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない	営利目的である有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張をするともHOMEの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。	共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。 また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、申請者は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。
⑥広島県のみCM（全国ネット、広島ローカル）の扱いや権利で問題が発生する可能性がある	例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれないという問題を引き起こす可能性があるため、同意できない。	地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HOMEが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア HOMEは、電波法第7条に基づき免許を交付された放送事業者であり、その放送対象地域は広島県と示されている。HOMEの番組編成、報道取材、番組制作、営業活動等は、広島県内の視聴者に対しての情報提供を主たる目的としているものであり、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる。この基本原則からして、有線テレビジョン放送事業者の区域外送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を根幹から損なうと考える。また、法における「大臣裁定」判断基準は、昭和61年第104国会、衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が「正当な理由」として定められているが、その当時と現在の有線テレビジョン放送事業者の経営環境（特に営業範囲）が大きく変化し、営利企業として経営基盤が確立されている状況にある中、電波法と法の2つの法令の矛盾点が浮き彫りになっており整合性がない。

なお、申請者は所在地が岩国市でHOMEの放送地域の広島県に隣接しており、HOMEの放送電波が直接受信できる環境にあるため、過去再送信に同意をしてきた経緯があり、また今回も申請者と協議した結果、直接受信可能な地域（旧岩国市内）については、HOMEは同意の意向を示した。

しかしながら、申請者は自社の営業地域を拡大し、HOMEに同意を求めてきたため、その拡大地域（HOMEの電波を直接受信出来ない地域）についてHOMEは拒絶に至った。

イ 山口県においては、HOMEと同一のテレビ朝日系列に属する、YABがある。

YABの現行の基本編成は週5、820分、全番組中64%がHOMEと同一番組であり、また、ゴールデン・プライムの時間帯に限って算出すると、基本編成はミニ番組、単発番組を除くと100%が同じ番組であり、山口県民に対する他地域との格差はなく、HOMEの放送を山口県内に再送信する根拠をもたないとする。

ウ 平成5年のYABの開局を根拠に情報の格差は解消されたことにより、HOMEは平成16年10月31日の同意期限を最後として申請者に対して、再送信の同意を行っていない。

しかしながら、申請者は再送信同意書に基づかないHOMEの再送信を続けており現段階では法違反とHOMEは認識している。このような違法再送信を続けている申請者は、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断する。また、違反をしている有線テレビジョン

放送事業者が裁定制度によって救済されるのは疑問である。

エ 民間放送事業者は電波法、放送法で定められたとおり放送地域の視聴者に地域限定情報番組（自社制作番組）「地域のニュース、天気予報、経済番組、生活情報番組等」を制作し放送している。この自社制作番組においては高価な設備（スタジオ、カメラ、中継車、伝送設備、ヘリコプター等）を使用し、多大なマンパワーをかけ番組制作に多額の費用を投入している。その経費は民間放送事業者の経営に大きなウェイトを占めている。

山口県を放送対象地域とする放送事業者が、区域外再送信によって経済的な打撃を受け、十分なローカル制作番組が放送出来なくなれば、それは山口県民（特に有料である有線テレビジョン放送に加入していない県民）にとって大きな損失である。

また、山口県を対象とするテレビ広告媒体が衰退することは、同県での広告活動を通じて経済活動を行おうとするスポンサーにとって由々しき問題である。山口県内のスポンサーによる山口の放送事業者への広告出稿は、放送事業者とスポンサーあるいは県民も含めお互いの経済、文化活動を高める機能がある。このようなことは山口の放送事業者だけにしかできない。

広島放送事業者の広告を視ていては、山口県の地場スポンサーが発展しないし、また、出稿先が弱体化したりすれば、それは山口県経済の発展の意味からも問題があると考えられる。

区域外再送信は有線テレビジョン放送事業者の単なる客集めの手段にすぎず、結果的に山口県の経済、文化の地盤沈下に拍車を駆ける要因となりかねない。

オ HOMEの全放送番組には「著作隣接権」、自社制作番組については「著作権」も有している。よって今回の法上の「同意」と著作権法上の「許諾権」とは全く別ということがご理解頂けるものと思う。

今回の区域外再送信問題は、法のみで裁定するのではなく著作権法との整合性を保った上での裁定をお願いしたい。

（２）協議の経過

HOMEは、平成16年10月から平成19年5月まで6回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、HOMEが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 区域外再送信を安易に容認することは放送制度の整合性を根幹から損なうこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報の格差が無いことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、本件は、HOMEから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、

本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、HOMEと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がHOMEの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

(4) 山口県民等への影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 法と著作権法の整合性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

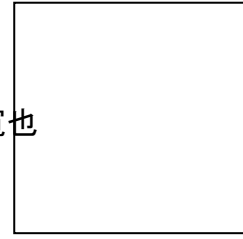
HOMEの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、HOMEが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県岩国市山手町1丁目2番6号

株式会社アイ・キャン

代表取締役社長 柏原 伸二

申請に係る放送事業者

広島市南区出汐2-3-19

株式会社テレビ新広島

代表取締役社長 永野 正雄

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、株式会社アイ・キャンから株式会社テレビ新広島を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

株式会社テレビ新広島は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社テレビ新広島広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>岩国市</p>	<p>室の木町1丁目、室の木町4丁目、麻里布町1丁目から7丁目まで、錦見4丁目から8丁目まで、岩国1丁目から3丁目まで、山手町1丁目から4丁目まで、今津町1丁目から6丁目まで、装束町1丁目、装束町4丁目から6丁目まで、新港町2丁目から4丁目まで、立石町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から3丁目まで、元町1丁目から4丁目まで、三笠町1丁目から3丁目まで、川口町1丁目から2丁目まで、桂町1丁目から2丁目まで、川下町1丁目から3丁目まで、車町1丁目から3丁目まで、中津町1丁目から3丁目まで、楠町1丁目から3丁目まで、牛野谷町1丁目から3丁目まで、門前町1丁目から3丁目まで、尾津町1丁目から2丁目まで、南岩国町1丁目から2丁目まで、平田1丁目、平田4丁目から6丁目まで、旭町1丁目から3丁目までの各全域</p> <p>室の木町2丁目から3丁目まで、室の木町5丁目、錦見1丁目から3丁目まで、岩国4丁目から5丁目まで、砂山町1丁目から2丁目まで、平田2丁目から3丁目まで、川西1丁目から4丁目まで、横山1丁目から3丁目まで、南岩国町3丁目から4丁目まで、装束町2丁目から3丁目まで、新港町1丁目、新港町5丁目、飯田町2丁目、門前町4丁目、尾津町3丁目、立石町4丁目の各一部</p> <p>南岩国町5丁目、海土路町2丁目、藤生町2丁目から3丁目まで、黒磯町1丁目から2丁目まで、青木町1丁目から2丁目までの各全域</p> <p>海土路町1丁目、灘町、門前町5丁目、尾津町4丁目から5丁目まで、藤生町1丁目、藤生町4丁目から5丁目まで、黒磯町3丁目、青木町3丁目から4丁目まで、保津町1丁目から2丁目まで、通津の各一部</p> <p>下の一部</p> <p>御庄1丁目から5丁目までの全域</p> <p>関戸、多田、大字御庄の各一部</p>
<p>岩国市 美和町</p>	<p>生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、洪前、佐坂、下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域</p>
<p>岩国市 本郷町</p>	<p>宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域</p>
<p>岩国市 由宇町</p>	<p>上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域</p> <p>峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部</p>
<p>玖珂郡 和木町</p>	<p>関ヶ浜1丁目から2丁目まで、大字関ヶ浜、瀬田1丁目から4丁目まで、大字瀬田、和木町1丁目から6丁目までの各全域</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社テレビ新広島（以下「TSS」という。）の同意を得て、平成4年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書（継続）を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の放送事業者（株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、TSS、株式会社広島ホームテレビ、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社（以下「TYS」という。）、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。））の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成15年10月の再送信同意更新申請の際に、「山口県内3局の許可が無ければ同意は出せないが、再送信を停止しろとは言わない」と言われ、再送信同意書が得られずに、協議中という状況で現在まで経過した。

対立点	TSSの主張	申請者の主張
①地上放送が県域	総合通信局に免許申	岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接

<p>免許となっているので、基本的に県外には同意できない</p>	<p>請を行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。</p>	<p>しており、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内、また旧岩国市については電波が漏れて届いているのはわかっているので、放送エリアと考えてよいが、合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので同意できない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは有線テレビジョン放送の視聴者にとって不利益となる。</p> <p>TSSは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p>
<p>③山口県内民間放送事業者の許可がないと同意できない</p>	<p>区域外波となるので、山口県内放送事業者(KRY、TYS、YAB)の許可を得なければ同意はできない。</p>	<p>山口県内放送事業者のTYS、YABに関しては系列外の区域外波を流すことに反対していないが、KRYだけが関係のない系列外まで強硬に反対している。</p>
<p>④著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない</p>	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に許可をもらっているのに勝手に山口県に流すと問題にな</p>	<p>権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p>

	る。 全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。	また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。
⑤有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない	営利目的である有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張をするともにTSSの放送エリアも広がっていくというのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。	共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。 また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、申請者は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。
⑥広島県のみCM（全国ネット、広島ローカル）の扱いや権利で問題が発生する可能性がある	例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれないという問題を引き起こす可能性があるため、同意できない。	地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSSが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 我々放送事業者は、県域免許制度のもと地上テレビ放送全体の秩序維持と健全な発展を図るという大きな責務を担っている。県境近くの中継局はもとより、全ての送信所からの電波は、県境を越えないよう最大限の努力を払い、越える場合は、地方総合通信局及び地域の放送事業者と十分な協議の上で、同意のもと、放送許可を得ている。そのような努力の一方で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信は、再送信先の同意がなくても送信側の同意だけで再送信が可能な制度であり、区域外再送信と県域免許制度との間で大きな不整合が存在するのは明らかである。

TSSとしては、著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送

を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有しているとの認識に立ち、区域外再送信同意については、先に述べた秩序維持のために「再送信先の放送事業者の同意を得ること」を大前提としている。

今回の申請者からの再送信同意申請は、この再送信先の放送事業者の同意を得ていないものであり、この再送信には同意はできない。

イ 平成15年10月に申請者から再送信同意申請があった時、TSSの前提である再送信先の放送事業者の同意を得るよう要請したが、申請者から、再送信先局の同意が得られないとの報告があった。そのままの状態が現在まで至っており、当然のこととしてTSSとしては再送信の同意をしていない。同意がない再送信は、法13条に違反しており、違法行為である。

大臣裁定のいわゆる「5つの基準」には、「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」との項目がある。TSSとしては、違法で商業行為を続ける申請者の企業姿勢は、この基準に規定された有線テレビジョン放送事業者としての適格性を欠くものであり、同意できない十分な理由であると考えられる。

ウ 昭和61年4月23日の第104国会における衆議院通信委員会の佐藤郵政大臣の答弁中、「大臣裁定」制度について「その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義でありまして（中略）しかしどうにもならないときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続きを取って裁定に持っていく…」との発言がある。審議で5つの判断基準が示されたが、この基準は、当時の有線テレビジョン放送産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられたものであり、地上放送、有線テレビジョン放送の状況が大きく変貌した現在には、この5基準は、とても公平とはいえないものである。

我々地上放送事業者は、自主制作番組に加え、ネットを組む各局や他ネット局の番組も購入して放送している。安易な区域外再送信は、再送信先の地上放送事業者が購入して放送する前に、同じ番組が有線テレビジョン放送事業者を通じて放送される事態を生じ、再送信先の地上放送事業者に多大な不利益をもたらすものと言える。有線テレビジョン放送事業者は、昭和61年当時とは大きく異なり、いまや地上放送事業者にとって強力なライバル事業者になっている。そして、区域外再送信に同意すべき旨の大臣裁定は、有線テレビジョン放送事業者が地上放送事業者の役務にフリーライドして事業を営むことを、地上放送事業者に強制

的に認めさせるものである。

県域免許制度における秩序維持は、再送信先の地上放送事業者と再送信元の地上放送事業者が相互にその立場を尊重することで成り立っており、安易な区域外再送信は、長年築き上げてきた秩序をなし崩しにするものであり、公正な競争秩序をも破壊するものである。再送信問題に関わる5つの判断基準を現状に適したものに見直し、公平な判断をしていただくようお願いする。

エ 地上放送を再送信するためには、放送番組に係わる全ての著作権処理を行う必要がある。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権、及び放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等があり、申請者の裁定申請書によると、放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等については「請求分は支払ってある」、放送事業者が有する権利については「協議して解決できる問題だ」とある。TSSとしては、番組の権利料等として一切の対価を受け取っておらず、協議もしていない。そもそも契約形態について協議する以前に、著作権法第23条、第99条にある許諾を受けないで再送信することは違法であることを申し上げているにも関わらず、申請者は協議の場を持つともせず、違法再送信を続けていることは、誠に遺憾である。また、放送番組の著作権について、ローカル制作番組に参画する著作権者等の権利者や、購入番組における映像著作権者（映画製作者等）との契約（放送事業者が放送番組の著作権者から放送権を取得する契約）は自局放送地域限定の場合が多くある。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意することが上記相手方との関係で契約違反となり、我々放送事業者がその責任を負う結果にもなりかねない。

オ 申請者には、平成15年10月の再申請までに2度の再送信同意をしているが、今般の地上放送、有線テレビジョン放送産業の変貌にかんがみ、アの項目で述べた地上放送全体の秩序維持と健全な発展という観点から、再送信先の地上放送事業者に不利益を与える行為については大きな問題であると考え、平成15年10月の申請から「再送信先の放送事業者の同意があること」を改めて区域外再送信同意の前提とした次第である。

地上放送事業者は、平成18年から開始したデジタル放送に、経営体力の限界を超える設備投資負担を強いられている。この時期に区域外再

送信による不利益が新たに加わることは、ますます経営を圧迫するものであり、再送信先の局の立場に立つと、とても安易に容認できるものではない。

また、申請者の裁定申請書には、「広島県と山口県の両方の放送を視聴する習慣がある。また、合併後の岩国市で地域情報格差が広がる」という主張がある。地上放送は無料且つ域内あまねく普及が使命であることに對し、有線テレビジョン放送は有料且つ地域限定という大きな違いがある。有線テレビジョン放送に加入したくても加入できない世帯と加入できる世帯との間の情報格差は、有線テレビジョン放送事業者の主張する問題よりはるかに大きな問題であり、我々の無料で且つあまねく普及という使命を踏みにじるものである。

カ TSSとしては、今まで述べてきた通り、法と著作権法に違反したまま営業を継続する有線テレビジョン放送事業者に有利といえる判断基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することは大きな問題があると考えている。

仮に、今回、TSSの主張が受け入れられず、再送信同意を強いられるに至ったとしても、著作権法に基づく著作権者としての権利は失われるものではなく、著作権法に基づいて対価を求める権利と、差し止め請求等によって再送信を阻止できる権利について、これを留保することを明記する。

放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行い、県内100%のカバーを早期実現すべく努力を続けている。その実現には、隣接県放送事業者との協調が大変重要な要素である。このような状況下、区域外再送信において、再送信先の放送事業者に新たな不利益を発生させる事態は極力避けたいとのTSSの考えを理解して頂き、公平な結論を下していただくよう、重ねて強く要望する。

(2) 協議の経過

TSSは、平成19年3月から5月まで3回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせるこ

とにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、TSSが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 再送信先の放送事業者の同意を得ていないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ア及びオのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、本件は、TSSから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、TSSと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がTSSの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (3) 安易な区域外再送信は、公正な競争秩序をも破壊するものであり、「5つの基準」が現状に適していないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (5) 有線テレビジョン放送の加入できる世帯と加入できない世帯の情報格差を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (6) 有線テレビジョン放送事業者に有利といえる基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することが大きな問題であることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

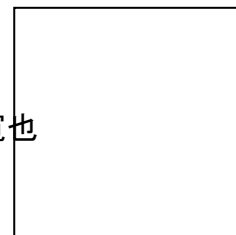
TSSの主張は、2(1)カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、TSSが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県岩国市山手町1丁目2番6号

株式会社アイ・キャン

代表取締役社長 柏原 伸二

申請に係る放送事業者

広島市中区中町6-6

広島テレビ放送株式会社

代表取締役社長 後藤 文生

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、株式会社アイ・キャンから広島テレビ放送株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

広島テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

広島テレビ放送株式会社広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>岩国市</p>	<p>室の木町1丁目、室の木町4丁目、麻里布町1丁目から7丁目まで、錦見4丁目から8丁目まで、岩国1丁目から3丁目まで、山手町1丁目から4丁目まで、今津町1丁目から6丁目まで、装束町1丁目、装束町4丁目から6丁目まで、新港町2丁目から4丁目まで、立石町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から3丁目まで、元町1丁目から4丁目まで、三笠町1丁目から3丁目まで、川口町1丁目から2丁目まで、桂町1丁目から2丁目まで、川下町1丁目から3丁目まで、車町1丁目から3丁目まで、中津町1丁目から3丁目まで、楠町1丁目から3丁目まで、牛野谷町1丁目から3丁目まで、門前町1丁目から3丁目まで、尾津町1丁目から2丁目まで、南岩国町1丁目から2丁目まで、平田1丁目、平田4丁目から6丁目まで、旭町1丁目から3丁目までの各全域</p> <p>室の木町2丁目から3丁目まで、室の木町5丁目、錦見1丁目から3丁目まで、岩国4丁目から5丁目まで、砂山町1丁目から2丁目まで、平田2丁目から3丁目まで、川西1丁目から4丁目まで、横山1丁目から3丁目まで、南岩国町3丁目から4丁目まで、装束町2丁目から3丁目まで、新港町1丁目、新港町5丁目、飯田町2丁目、門前町4丁目、尾津町3丁目、立石町4丁目の各一部</p> <p>南岩国町5丁目、海土路町2丁目、藤生町2丁目から3丁目まで、黒磯町1丁目から2丁目まで、青木町1丁目から2丁目までの各全域</p> <p>海土路町1丁目、灘町、門前町5丁目、尾津町4丁目から5丁目まで、藤生町1丁目、藤生町4丁目から5丁目まで、黒磯町3丁目、青木町3丁目から4丁目まで、保津町1丁目から2丁目まで、通津の各一部</p> <p>下の一部</p> <p>御庄1丁目から5丁目までの全域</p> <p>関戸、多田、大字御庄の各一部</p>
<p>岩国市 美和町</p>	<p>生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、渋前、佐坂、下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域</p>
<p>岩国市 本郷町</p>	<p>宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域</p>
<p>岩国市 由宇町</p>	<p>上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域</p> <p>峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部</p>
<p>玖珂郡 和木町</p>	<p>関ヶ浜1丁目から2丁目まで、大字関ヶ浜、瀬田1丁目から4丁目まで、大字瀬田、和木町1丁目から6丁目までの各全域</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である広島テレビ放送株式会社（以下「HTV」という。）の同意を得て、平成4年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圈、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の民間放送事業者（株式会社中国放送、HTV、株式会社テレビ新広島、株式会社広島ホームテレビ、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社）の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成15年10月の再送信同意更新申請の際に、「山口県内同系列局の許可が無ければ同意は出せないが、再送信を停止しろとは言わない」と言われ、再送信同意書が得られずに、協議中という状況で現在まで経過した。

対立点	HTVの主張	申請者の主張
①地上放送が	総合通信局に免許申請を	岩国市および玖珂郡和木町は広島県に

<p>県域免許となっているので、基本的に広島県外には同意できない</p>	<p>行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。</p>	<p>隣接しており、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市や由宇町等については電波が漏れて受信可能であることはわかっているため、放送エリアと考えていて同意しても良いと考えている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので、同意できない。</p> <p>共同受信施設が受信、視聴していることについて、HTVとしては視聴できているとは考えていない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋のアンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは加入者にとって不利益となる。</p> <p>HTVは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>HTVのタイムテーブルに掲載されているサービスエリア(視聴可能エリア)には、岩国市はもちろん山口県東部がサービスエリアとして記載されてある。</p>
<p>③山口県内民間放送事業者</p>	<p>区域外波となるので、山口県内同系列放送事業者(KR</p>	<p>山口県内同系列放送事業者であるKRYへも何度もお願いに行っているが、民放連と</p>

<p>(同系列)の許可がないと同意できない</p>	<p>Y)の許可を得なければ同意はできない。</p>	<p>同様の返答となっている。 またKRYは、申請者と同様の状況にある下関市の有線テレビジョン放送事業者の新規エリアに対し、九州の同系列区域外波(株式会社福岡放送)の再送信に関し許可を出したと聞いていて、現実に同時再送信を行っているのに何故申請者に対してはこのような返答なのか、納得できない。</p>
<p>④著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない</p>	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に対して許可をもらっているのに山口県に流すと問題になる。 全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。音楽事業者協議会と日本CATV連盟のルール作りの協議も始まったと聞いている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。 また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。 旧岩国市は同意してもよいが、広島に隣接している美和町等を不同意というのは、著作権等の権利問題を主張するHTVの説明には矛盾がある。</p>
<p>⑤有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない</p>	<p>営利目的である有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張をするとともにHTVの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分がある。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。 また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、申請者は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
<p>⑥広島県のみCM(全国ネット、広島ローカル)の扱いや</p>	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるか</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>

権利で問題が発生する可能性はある	もしれない。スポンサーへの説明も難しい。	
------------------	----------------------	--

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HTVが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 申請者の再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れている。それ以降も申請者は同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識している。

申請者は、中国総合通信局から再送信同意を得るために協議をするように指導を受け、平成19年3月に協議の申し入れをしてきた。5月までに計3回の協議を行ったが、5月9日の協議では、中国総合通信局から「5月31日までに適法状態になるよう再送信の同意を得ること、同意が得られない場合は送信の停止もしくは大臣裁定の申請をするよう」に指導されているとの説明があった。

そして、5月30日申請者から「協議を続けていただいたが、中国総合通信局への業務報告の期限が来たので、不本意ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなった」という連絡があった。協議途中の大臣裁定申請はまことに遺憾であるが、中国総合通信局の期限を切った指導により申請者は「不本意ながら」大臣裁定を申請したもので、法の要件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」には当らず、大臣裁定申請は不適法と考える。

イ HTVが再送信同意の前提として地元放送事業者の確認を求めていることから、平成19年5月18日、申請者の社長ほかは、KRY会長及び社長ほかを訪ね、岩国地区でのHTVの再送信について確認を求めた。これに対し、KRYは福岡波をはじめ山口県内での有線テレビジョン放送による区域外再送信による、営業的な損失があることを視聴率と売上げの関連で具体的に説明した。そして、山口県の民間放送事業者の経営基盤を崩すことが結果的に、山口県民に必要な安全情報や地域情報を伝達することも危うくするので、県外波の再送信は了承できない旨を強く表明している。

また、KRYが平成16年に申請者に対する区域内再送信を同意する

際、同意文書に、県外波の再送信は了承できない旨の文言を入れているにもかかわらず、申請者は契約条項を無視して広島波を違法再送信している。申請者は再送信同意を受けている地元放送事業者に対して信義にもとる行為をしていると言わざるを得ない。

ウ 申請者は、岩国市が広域合併した結果拡大した、美和、本郷地区にケーブル配信網を拡張し業務を開始したが、この地区についてH T Vが申請者に対しては過去一度も再送信同意をしたことがない。同意のないまま業務区域を無通告で拡大させる申請者の行為は有線テレビジョン放送事業者の適格性を疑うものである。

エ 有線テレビジョン放送事業者は、マスメディアとして公共性と高い倫理観を求められている。昭和61年（1986年）法の改正に伴い「大臣裁定」制度が導入され、今回この制度に則り大臣裁定の申請が提出されたものだが、申請者は同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請したものである。本来ならば自らの判断で違法状態を解消した上で申請すべきではないかと考える。

区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、著作権のあり方の観点からも大きな問題がある。H T Vは大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであるが、昭和61年当時の委員会答弁にある「5基準」は、法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっており、いわば、この「5基準」は最低限有線テレビジョン放送事業者が遵守すべき事項であると判断している。しかし、これまで述べた事実から違法再送信を続けている申請者は有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断せざるを得ない。

さらに、総務省から送付された文書総情域116号別添の裁定申請の概要の「7. 申請者が希望する再送信の開始日」には「裁定があり次第速やかに」と表記してあり、いかにも再送信をしていないかのように受け止められる表現があるが、現に違法再送信がなされており申告の内容に虚偽の部分がある。このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請をした申請者は、果たして大臣裁定申請の資格があるのか。

オ H T Vは地域免許制度に基づき、広島県内を放送対象として電波による放送事業を行っている。

そもそも、民間放送は電波が受かる条件がそろえば誰でも無料で視聴

できる放送サービスである。これに対し有線テレビジョン放送は、有線テレビジョン放送事業者と加入者の間で契約をして有料で視聴する放送サービスであり、有線テレビジョン放送事業者にとっては「契約者」である。有線テレビジョン放送事業者は「契約者」のために事業活動を行い、放送事業者から再送信同意を取り、不調の場合は大臣裁定を申請して「契約者」の利益を確保する立場にある。

従って、地上放送の「視聴者」の利益と有線テレビジョン放送事業者の「契約者」の利益を区分して審議いただきたい。

有線テレビジョン放送事業者による再送信について、放送区域内では難視聴対策を主な目的に、特段の問題がない限り再送信に同意している。一方、放送区域外と判断する地域の再送信同意については、地元放送事業者の了承を得ることを前提に、視聴習慣の定着、生活圈、文化圏としての一体化、業務区域内での受信等の実態を総合的に検討し諾否を判断している。

申請者に対しては平成15年10月31日まで地元放送事業者であるKRYの了承を得た上で、旧岩国市への再送信について同意をしていた。しかし、山口県内における有線テレビジョン放送事業者の区域外再送信の拡大が地元放送事業者の視聴率の低下など経営状態に深刻な打撃を与える事態に至り、KRYから平成15年に県外波の再送信を了承できない旨連絡があった。

山口県内では主に福岡波が視聴率の大きな割合を占めるようになっており、このことによる山口県内の民間放送事業者の収益への影響は深刻になっている。KRYはHTVと同じ日本テレビ系列のローカル局として全国的なネットワークの下でCMを扱い、番組やニュースを交換するビジネススキームを成立させており、同系列の放送事業者の経営が不安定になることは、ネットワーク体制を維持する面から好ましいことではないと考える。特に報道の面においてネットワークは、ローカル局が各県で24時間取材体制を維持し、その取材内容を共有し、必要な情報を県内に伝えるという共同体である。

さらに、地元放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、同じ民間放送事業者として経営の安定が必要不可欠であるという観点から、KRYの申し入れを理解した。

そして、このことを理由に、申請者に対して県外局であるHTVの再送信は同意できない旨通告していた。

カ 申請者の申し入れにより平成19年3月から3回、誠実に対応し真摯に協議を進めてきた。この協議の中で、H T Vは、生活圏、文化圏の尊重、視聴実態などの観点から現実的な対応を提案してきた。県境の都市である旧岩国市内は山口県でありながら昭和37年9月の開局以来、H T Vの放送区域として届け出ており、営業活動も行っている。

したがって、旧岩国市はH T Vの放送区域と認識しており、再送信区域を旧岩国市に限定するならば、地元放送事業者であるK R Yの了承が得られるよう弊社からも働きかける余地があることと、なによりも視聴習慣があり有線テレビジョン放送の契約者の混乱も防止できるので、同意できる旨を表明してきた。

それにもかかわらず、申請者は、新旧業務区域一体での同意に拘泥し、協議進展を阻害し、結果違法再送信を継続することで大臣裁定を申請したものである。

加えて、H T Vは広島県東部で県境を接する岡山県井原市の井原放送については、H T Vは同系列の西日本放送株式会社（以下「R N C」という。）の確認を得て、岡山県側の再送信に同意をしている。井原放送の業務区域は一部広島県側にも存在するが、この区域への再送信は協議により広島波に限定されており、R N Cなど岡山波は再送信していない。また、平成20年3月31日を期限にH T Vの放送を岡山県側に再送信することを中止する旨の文書を受けており、双方で協議を進め妥協点を見出した結果、トラブルなく有線テレビジョン放送の契約者の混乱もなく再送信が行われており、一例として報告する。

キ 県域免許とは言え、電波が県境を越えて伝播し、受信されている事実は認めるが、放送エリアは少なくとも一般的なアンテナで個別に受信できる範囲である。申請者との協議を通じて一貫して旧岩国市についてはH T Vの放送エリアであり、区域を限定すれば再送信同意する意思を表明している。

ク 平成18年3月広域合併により岩国市域の面積はおよそ4倍に拡大している。新区域で一般的な受信方法で受信できる地域が一部あることは認める。しかし、小規模の共聴設備であるならば区域も限定され地元放送事業者の経営基盤にも影響は少ないと考えられるが、有線テレビジョン放送事業となると一般的な方法では受信不可能な区域まで規模が一気に拡大する恐れがある。

申請者の主張にあるようにH T Vは確かに過去、美和町内の共聴施設

に再送信同意を出したことはある。しかし、同意書には業態変更で同意の効力は消滅する旨表記しており、業務が申請者に移管された時点で契約は消滅している。さらに業務区域が拡大されることについては新たな契約となるが事前連絡もなく、過去共聴施設で同意をしていたとしても、有線テレビジョン放送事業者に自動的に継続される合理的理由はない。

電波の伝播状況を調査するのは異なり、有線テレビジョン放送事業者の業務区域やサービスしているチャンネルの実態をテレビ局がその地域で調査することは困難で、ひとえに有線テレビジョン放送事業者の申し出や報告で把握する以外にない。申請者は無通告で業務区域を拡大し違法再送信を行っている事実がある。その上で、有線テレビジョン放送の契約者を前面に出し再送信の要望に応えることを求めている。しかし、有線テレビジョン放送の契約者に混乱があるとすれば契約者への説明責任は無通告で業務区域を拡大し違法再送信を行っている申請者側にある。また、地域情報格差是正を区域外の広島波にまで求めているが、地域格差是正を解消するためには有線テレビジョン放送の再送信区域を際限なく拡大する必要があり、「契約者の利益」を口実にした有線テレビジョン放送事業者の不合理的で勝手な言い分であると考えられる。

ケ 著作権をどのように尊重し必要な処理をどのように進めていくかは、有線テレビジョン放送事業者のコンプライアンスに関わることであり、有線テレビジョン放送の再送信に関わる著作権の処理についてはすべて当該の有線テレビジョン放送事業者が全責任を負うのは当然のことである。しかし、そのことで放送する民間放送事業者側の著作権に関する責任がすべて免責されたわけではなく、広島の放送エリアに限定した契約で購入した番組が、同意もしていない地域で違法再送信されていることを含めて申請者が著作権処理を厳正におこなっているとは認められない。

まして、同意もなくH T Vの放送を再送信しH T Vの著作隣接権を侵害していることは許されるものではない。

コ 有線テレビジョン放送事業者による無制限な業務区域拡張は、地域免許制度の形骸化を招き、地元民間放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、経営の安定が必要不可欠であることはすでに述べた通りである。このために、地元民間放送事業者の意向を確認するなど同意についての検討は慎重に行っている。しかし、無通告で業務区域を拡大し違法再送信を続けながら、業務区域拡張を正当化することは著しく正義に反する行

為ではないか。

サ 申請者は「地域限定のCMに関しては視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる」と主張している。しかし、CMは視聴者の認識ではなく、広告主の意図の問題である。この点について、約300社の広告主企業で構成されている社団法人日本アドバタイザーズ協会は「広告主企業は広告によって自社製品だけでなく製品サービスの販売拡張やブランディング強化を目指している。その場合、全国一律の広告展開とマーケティング戦略に沿いエリアを限定した展開がある。したがって、テレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となり、それを逸脱すれば、マーケティングの意図を崩すことになる。広告主にとってエリアマーケティングは重要な販売戦略であり、このために知恵を絞っているわけである」「協会は民放のエリア調査を2年に1回実施し、ローカル局を含めてどの範囲まで電波が行き届いているか広告主の立場で調査し、それをもとに広告活動を実施している。広告主が知らないまま区域外再送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べている。マーケティング戦略に沿い広告主が地域を限定して広告活動を行い、広告放送の収入によって民間放送事業者のビジネスモデルが確立されている。従って、広告主の意図せぬ地域へ広告放送がなされることは、マーケティングの観点からも問題があり、放送対象区域を特定する地域免許制度と区域外再送信は、その点からも矛盾があるといえる。

シ HTVは県域放送局として放送区域内の放送に最大限の責任を持つとともに、山口県内であっても長年の視聴習慣がある区域については、有線テレビジョン放送の契約者の混乱を防ぎ同系列であるKRYの理解も取り付けることのできる範囲で柔軟に対応してきた。しかし、事前の連絡もなく業務区域を拡大し同意なく違法再送信を続けている上、大臣裁定により違法状態を追認させようとしていると受けとめられる申請者の行為は、有線テレビジョン放送事業者の遵法精神の面で疑問を持たざるを得ない。

加えて、著作権の適正な処理がなされるかの不安もあり、弊社の大切な商品である放送番組の再送信に現状のままでは同意はできない。

(2) 協議の経過

HTVは、平成19年3月から5月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、HTVが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 裁定申請要件を満たさないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びHTV双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(2) 地元放送事業者への影響等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)イ、オ及びコのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)ウ、エ、ク、コ及びシのとおりである。しかしながら、本件は、HTVから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、HTVと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がHTVの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

(4) HTVの放送区域は旧岩国市との認識であること等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)カ、キ及びクのとおりである。しかしながら裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(2)ケ及びシのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) CMの地域性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

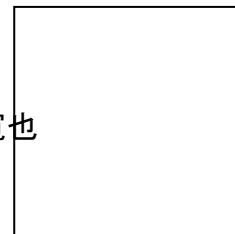
HTVの主張は、2(1)サのとおりである。しかしながら、この主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、HTVが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也



裁 定

関係当事者

申 請 人

山口県岩国市山手町1丁目2番6号

株式会社アイ・キャン

代表取締役社長 柏原 伸二

申請に係る放送事業者

広島市中区基町21番3号

株式会社中国放送

代表取締役社長 安東 善博

平成19年5月30日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、株式会社アイ・キャンから株式会社中国放送を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

株式会社中国放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社中国放送広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

岩国市 美和町	生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、洪前、佐坂、 下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域
岩国市 本郷町	宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域
岩国市 由宇町	上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域 峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南 1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中 倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日、郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社中国放送（以下「RCC」という。）の同意を得て、平成4年5月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、その後、新規エリアへ拡大した再送信同意について、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圈、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の放送局（RCC、広島テレビ放送株式会社、株式会社テレビ新広島、株式会社広島ホームテレビ、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社（以下「TYS」という。）、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。））の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成18年2月の再送信同意更新申請の際に、RCCより「放送エリア以外への再送信は、番組制作及び購入時の著作権等の許諾範囲を逸脱し、RCCが結果的に契約違反を犯す可能性が発生するため不同意」という文書が送付された。既存エリアの再送信については同意を得、また、新規エリアについては再送信同意書がない状況で申請者から黙認を依頼し、現在まで経過した。

なお、申請者とRCCの意見の対立点は以下のとおり。

対立点	RCCの主張	申請者の主張
<p>①地上放送が県域免許となっているので、基本的に県外には同意できない</p>	<p>RCCは地域免許制度の下で、県域を単位として番組とCMの放送、および報道活動を行っており、この制度の意図に反する区域外再送信はRCCの県域放送の事業として馴染まない。</p>	<p>岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市については電波が漏れて受信可能であることはわかっているので、放送エリアと考えている。</p> <p>由宇町、周東町あたりも島の間を抜けて電波が受信できているという状況はわかっている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていない。</p> <p>共同受信施設が受信、視聴できていることについては、RCCとしては視聴できているとは考えていない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは有線テレビジョン放送の視聴者にとって不利益となる。</p> <p>RCCは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>RCCのタイムテーブルに掲載されているサービスエリアには、岩国市はもちろん山口県東部全体がサービスエリアとして記</p>

		載されてある。
③著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他のアニメ等は区域外とか知らないのではないか。</p> <p>番組の権利保持者から権利の侵害として差し止めを求められたり、損害賠償請求を受ける可能性があり、同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済でJASRACは区域外放送分も支払っている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p> <p>また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。</p> <p>旧岩国市は同意で、広島に隣接している美和町等を不同意というのは、著作権等の権利問題を主張するRCCの説明には矛盾がある。</p>
④有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない	<p>営利目的であるCATV局がエリア拡張をするるとともにRCCの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。</p> <p>また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、当社は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
⑤広島県のみCM(全国ネット、広島ローカル)の問題	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれない。</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>
⑥災害情報放送時の責任問題が発生する可能性がある	<p>災害時に山口県内波を見ずにRCを見ていて逃げ遅れた等の話になると問題となるので、山口県民は山口県放送局を見るべきである。</p>	<p>これも視聴者側の認識の問題であり、今までもローカルニュース、災害情報、選挙情報など視聴者はチャンネルを使い分けて見ているので、問題は起きないと思われる。</p>

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RCCが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 申請者の旧業務区域については、RCCの放送区域でもあるため平成4年より同意をしている。また、平成13年4月の申請者の業務区域拡張工事による再送信同意の際、今後計画されているRCCの放送区域を逸脱した地域での再送信は認めないことを申し入れし、申請者より「申し入れを遵守する」との回答を得ている。

今回同意を求められている業務拡張区域については平成18年の同意申請当初より、RCCの放送区域から逸脱していることや著作権問題などから、文書にて不同意を通知している。しかしながら申請者は、平成13年の両者間の確認があるにもかかわらず、業務区域を拡張しRCCの意向を無視して再送信を行っていた。本協議に際しても申請者は、同意なき再送信は違法行為であることを認めている。また、申請者の平成19年6月15日の株主総会で、RCCに対する違法行為を認めているが、株主としてのRCCからの要求にもかかわらず、議事録にその事実を残そうとしない。

申請者は同意を得ずに実施していた業務拡張区域の再送信を、RCCの要求により止める際に、契約者に対して「弊社のアナログ放送再送信サービスにつきまして、これまで山口県内放送局および広島県内放送局と協議をして岩国市の状況を理解していただいた上で各局の許可を得、放送を再送信してまいりました」と事実と反する表記をした放送停止通知文を送付した。そしてRCCからの指摘と訂正要請により、訂正文書を契約者に出した経緯がある。このように契約者に対して自社の違法性を隠す虚偽の通知をしている。

加えて、株式会社広島東洋カープは「広島民放局が同意していることを条件に、アイ・キャンの再送信を認める」としているにもかかわらず、申請者は「カープから許可をもらっている」と、RCCに虚偽の報告をしている。

またRCCは平成18年5月以降、申請者から再送信についての協議要請がある度に誠実に対応し、RCCの考え方を説明してきたが、申請者はこうした経緯を無視し、RCCに何の事前連絡なく大臣裁定を申請している。

さらに、申請者は保守や工事などで再送信を止める際にRCCへの報告義務があるにもかかわらず、RCCへの連絡あるいは相談を一切して

いない。以上の点から申請者は、適格性を欠きながら大臣裁定を申請している。

イ RCCの再送信をどの地域で認めるかは、RCC固有の判断事項である。RCCとしては、「放送の意図としての地域」は「免許上の放送区域」であると考える。

この「意図としての放送地域」は「情報通信審議会」第3次中間答申でも、IPマルチキャスト再送信の地域性の取扱いにおいて、「再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項」、「放送事業者の判断を担保するため、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性がある」として、「放送の意図としての地域性」を認めている。

また、「免許上の放送区域」は、総務省令「放送局の開設の根本的基準」第2条の第11号で定義され、電波監理委員会告示昭和27年第1923号により、全国の都市ごとに放送区域として確保すべき電波の強さが指定されている。

さらに、電波法においては総務大臣の権限として「放送用周波数使用計画」を策定することが明記されている。この周波数使用計画は歴史的経緯、地理的条件から勘案して、放送事業者の置局が周波数の公平かつ能率的使用に合致するように策定されている。

以上のことから、問題になっている再送信は、申請者の業務区域が拡大したことによる営業上の理由からに過ぎず、RCCの「放送の意図としての地域」及び「免許上の放送区域」を逸脱している。

ウ 昭和56年に広島県と「災害時における放送要請に関する協定」を結んでいる。この協定の趣旨は、県から災害についての放送を求められた場合、「内容を検討し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統についてその都度決定し、放送するものとする。ただし、放送できないとき又は、放送要請をした事項に疑義があるときは、直ちに県にその旨を連絡するものとする」というものである。RCCは地域免許制度の下で、自治体から得た災害情報を自らの判断で地域住民のために放送し、自治体もそれを強く望んでいる。広島県の他には、昭和60年に同名の協定を広島市とも結んでいる。山口地区においても、すべての地元民間放送事業者及びNHK山口放送局と山口県との間で、同名の協定が締結されている。

また、平成17年に「市町、県、放送事業者の間の避難勧告等の情報伝達体制に関する会議」の中で、当時の総務省中国総合通信局の放送課

長が、「災害時には必ずテレビやラジオをつける重要さが、改めてクローズアップされている。全ての放送局で、同じタイミングでできることが大切」と挨拶している。これは、総務省も地元放送事業者の災害放送について強く望んでいることを象徴的に表す発言だと受け止められる。

こうした状況の中、区域外再送信の視聴が常態化することになると、地元放送事業者による居住区域における有事の際の放送や緊急災害情報が伝わらないことが危惧され、ひいては住民の生命や財産が脅かされることとなる。

また、地元放送事業者が放送する行政情報など地元情報に接する機会が減ることにもなり、これは住民にとって著しく不利益になるものと思われる。

エ 民間放送事業者の主たる収入源であるCMは、広告主や視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っている。また、同じ系列の同じ番組でも、地域によってCMが異なることも少なくない。

特定の商品需要拡大を目的として、地域限定CMやキャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが再送信されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことになり混乱を招くことになる。

一方で、山口県を対象としないCMが山口県内に流れることは、山口県の地元経済の活性化という面からも好ましくない。広告媒体としてのテレビは、地元企業の発展に寄与するものと考えられる。山口県においても、地元放送事業者の媒体力が低下することは、地元経済にとって明らかなマイナス要因となる。

オ RCCの放送する番組はプロ、アマチュアの区別なく、多くの方から番組内の著作物使用許諾を受けて成り立っている。もともとRCCと申請者とは、権利者5団体のみならず、アウトサイダー（その他の団体および個人の権利者）も含めて申請者が権利処理を行うという前提で旧業務区域のみ再送信同意契約を交わしている。しかし、申請者が権利処理を実際に行っているという実績は確認できない。

現在、申請者は、5団体の権利処理については対応済みとの見解を示しているが、RCCはいまだ協議途中と認識している。またアウトサイダーへの権利処理対応について、RCCに具体的な提示は今までに一切ない。

このように申請者は、著作権対応が不明確な上、新業務区域において

は、RCCが停止を要求するまで許諾なき再送信を行うという、著作権法上の違法行為も行っていった。

また、再送信においては、法の同意と著作権法に基づく許諾という2つの基準が存在する不整合がある。

著作権においては、放送番組に含まれる著作権などの具体的な権利処理方法は、法律や契約に基づき民間で協議すべき事項である。国がこれらの事項を棚上げにし、大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題がある。

カ 県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであることは言うまでもないが、その電波の利用者たる民間放送事業者に対して、国は、様々な義務と責任を付加し、勝手な運用ができないように制度付けてきた。その最たる課題が現在進行中のデジタル化設備投資に見られる放送区域内あまねく視聴可能化義務であり、また発足以来果たしている番組総合編成の中での地域の日常的情報ライフラインとしての責任である。

その双方を満たす努力を地方の民間放送事業者が続けているからこそ、一般的に、当該放送区域内の視聴者は他の放送区域のチャンネルから遮断されることを許容してきた。逆に言えば、他の放送区域のチャンネル遮断が許容されなければ、地方の民間放送事業者の経営は初めから成り立たない。この点が有線テレビジョン放送とは根本的に異なる。

放送区域内視聴者と地方の民間放送事業者との、この双方向的補完関係が損なわれると、当該区域の民間放送事業者の経営に深刻な影響を及ぼすことは明らかで、このことは間違いなく放送区域内に対する情報発信力が衰退することを意味する。ここでも危機に直面するのは、地元に必要な情報をできる限り提供しようとする、情報の地方分権である。

他の区域から発信される情報には当該区域の情報は元々含まれておらず、まして東京から集中的に発信される情報にも、それを期待できるはずもない。

何よりも放送区域内に発生する緊急事態に際して、当該区域内の民間放送事業者がこれまで通りのライフライン役を果たせなくなるとするとき、その代役を有線テレビジョン放送事業者が果たせるとは思えない。

また、区域外における再送信、ならびに市町村合併による有線テレビジョン放送業務の区域外再送信エリアの拡大を安易に認めることは、際限のない有線テレビジョン放送業務区域の拡大を意味し、地上波放送の「地域免許制」を形骸化させ、結果的に地域住民が被害者となる可能性がある。

キ 法が改正され大臣裁定制度が導入された昭和61年当時は、少数チャンネル地域も多く、また有線テレビジョン放送事業者の大半が小規模で普及も順調ではなかった。裁定制度は有線テレビジョン放送事業振興策として導入された、という側面は否めない。

ところが、平成18年度の「自主放送を行う許可施設」は、2,050万世帯に達し、世帯普及率は40.1%に及んでいる。これは平成7年と比べて加人世帯で5.7倍、世帯普及率で4.9倍と、驚異的な成長ぶりである。また、この許可施設のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする営利法人311社の営業収益は、平成17年時点で3,850億円となっている。

そうした状況の中で、「再送信に同意しない正当な理由」が今もって平成61年の衆議院通信委員会答弁の5基準だけであるならば、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と受け止めざるを得ない。また、この5基準は、本来有線テレビジョン放送を行う上で、当然実施しなければならない事柄にすぎない。法の設立当時の立法趣旨と現状が乖離していることが再認識されるべき状況にある。

区域外再送信の問題は昭和61年時点で導入された制度で判断すべきでなく、大臣裁定制度や「再送信同意の正当な理由」を抜本的に見直し、放送の「地域免許制度」に則した行政判断を期待する。

(2) 協議の経過

RCCは、平成18年5月から平成19年5月まで6回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、RCCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、申請者は、過去RCCから再送信の同意を得た者であって、本件申請に係る区域については、現在再送信を停止している。また、申請者は、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、RCCと十分に協議を行うこととしている。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 再送信区域の拡大は「放送の意図としての地域」を逸脱することを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 地元放送事業者による地域の災害情報放送の重要性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、緊急災害情報や地域情報を含め、どのような情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定、制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されなくても、区域外再送信によって山口県民の生命、安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RCCの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 区域外再送信のCM問題を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、広告主の意図に反するとの主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。また、視聴者の混乱を招くとの主張についても、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (5) 著作権処理に問題があるということ等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (6) 地元放送事業者等への影響及び県域免許制度の形骸化をもたらすことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、地元放送事業者等に影響があるとの主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

また、県域免許制度の形骸化をもたらすという主張についても、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (7) 大臣裁定制度等を見直すべきであること等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)キのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない正当な理由とは認められない。また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることを

うかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のおり、RCCが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のおり裁定する。

平成20年2月8日

総務大臣 増田 寛也

